

南関東地域直下の地震に対する
復興準備計画の策定に関する調査
報 告 書

平成11年3月

国 土 庁 防 災 局

はじめに

阪神・淡路大震災など近年経験した大規模な災害の経験と近年の防災をめぐる社会情勢の変化等を踏まえ、平成7年7月に改訂された防災基本計画において、「東海地震等あらかじめ大規模災害等が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シュミレーションの実施について研究を行うものとする」とされている。

これに基づき国土庁防災局では、平成7年度から平成9年度にかけて「東海地震等からの事前復興計画」に関する調査研究を行っている。

平成10年度においては、以上の検討に引き続き、予想される災害として、南関東地域直下の地震を取り上げ、事前復興計画に関する調査研究を行うこととし、(財)日本システム開発研究所へ委託を行った。

本報告書は、前述の「南関東地域直下の地震に対する事前復興計画」に関する調査・検討結果を取りまとめたものである。本調査では、「事前復興計画」を震災後における迅速かつ円滑な復興対策の推進を図るための準備計画とする「復興準備計画」として位置づけ、一定の被害想定を基に事前に復興計画を策定しておくことの目的や意義等を示すとともに、調査の目的を南関東地域の地方公共団体、特に市区町村が復興準備計画を策定する際の指針の作成として掲げ、都市復興から生活復興に至る各分野別の復興方策を体系的に示し、更に復興を総合的・横断的に捉えるべく地区別に整理した復興方策も示している。

本報告書を受け、南関東地域の地方公共団体が自ら被害想定を行い、より実践的な復興準備計画を策定することを期待し、他の地域の地方公共団体においても、復興準備計画策定の指針や検討資料とされることを期待するものである。

なお、本調査を進めるに当たっては、過去において地震災害復興を経験された自治体及び学識経験者の方々にアンケート回答等協力頂いたことに感謝する次第である。

平成11年3月
国土庁防災局 復興対策課長

目次

序論

1 復興準備計画策定指針の策定目的	3
2 復興準備計画策定指針の構成	3
3 復興準備計画策定指針の活用方法	5

第1編 復興準備計画策定の目的と意義

第1章 復興準備計画の定義及び構成と策定方法	9
1 復興準備計画の定義	9
2 復興準備計画の範囲	9
3 復興準備計画の構成	10
第2章 復興準備計画策定の意義と復興準備計画の位置づけ	12
1 復興準備計画策定の意義と役割	12
2 復興準備計画の位置づけと総合計画等関連諸計画との関連性	13
3 復興準備計画の計画期間と見直し	15
4 復興準備計画の策定体制・策定方法	15
5 復興準備計画の策定手順	16
第3章 復興準備計画の策定に当たって考慮すべき前提条件	18
1 南関東地域直下型地震とその被害の特徴	18
2 南関東地域における地理的・社会的・経済的特殊	23
3 南関東地域直下の地震被害における考慮すべき特殊性	25

第2編 復興準備計画策定指針

第1部 総則に関する事項

第1章 復興準備計画の目的と役割	31
1 復興準備計画の策定目的	31
2 復興準備計画の役割と位置づけ	31
3 復興準備計画の計画期間と見直し	32
第2章 復興方針	33
1 復興理念	33
2 復興の基本的考え方と目標の設定	33
3 復興計画の位置づけ	35
第3章 復興体制	36
1 復興事業の推進体制	36
2 国・都県、市区町村の役割分担及び連携体制	38
第4章 復興財源の確保	40
1 復興財源の確保	40
2 復興基金の設立	40

目次

第2部 分野別に関する事項

第1章	都市基盤の復興	45
1	道路・交通基盤の復興	45
2	公園・緑地の復興	52
3	物流基地・港湾・空港の復興	58
4	産業施設等の復興	64
5	ライフライン施設の復興	70
6	がれき処理	75
第2章	住宅の復興	78
1	応急住宅対策	78
2	恒久住宅対策	91
第3章	雇用・産業の復興	103
1	雇用対策	103
2	事業再開対策	112
3	被災農林水産業従事者対策	117
第4章	医療・保健・福祉の復興	123
1	医療対策	123
2	保健対策	128
3	福祉対策	133
4	外国人等への対応	139
第5章	教育・文化の復興	142
1	学校教育等	142
2	文化財等	147
第6章	復興期におけるボランティアへの対応	150
第7章	各種調査及び情報提供・相談	154
1	各種調査の実施	154
2	情報提供・相談	158

第3部 地区別に関する事項

第1章	住宅地の復興	167
1	一般住宅地	167
2	木造密集住宅地	169
3	集合住宅地	172
4	郊外型住宅地	174
5	埋立地の住宅地	176
第2章	商業地の復興	179
1	都心型商業地	179
2	地域商店街型商業地	182

目 次

第3章	農村集落地の復興	185
1	一般的農業集落地	185
2	施設園芸型農業集落地	188
第4章	漁業集落地の復興	190
1	一般的漁業集落地	190
2	特産地型漁業集落地	193
第5章	観光地の復興	194
1	一般的観光地	194
2	温泉観光地	195
3	歴史・文化財型観光地	198
第6章	港湾地域の復興	201
1	港湾地域	201

序 論

1 復興準備計画策定指針の策定目的

大正12（1923）年の関東大震災以降、幸いにも南関東地域は大規模な地震災害を経験せずにはすんでいる。南関東地域は、全国的に見ても人口が集中し、商業・業務機能、行政・政治機能等の機能も高度に集積している。南関東地域には、耐震・耐火性が確保されていない老朽建物が相当数あり、また著しい都市化の進展に伴って、都県境を越えて高密度な市街地が形成されており、地震災害に脆弱な地域構造となっている。

このような状況下で、大規模地震が発生すれば、多数の人命、財産が喪失する危険性が高い。また、諸機能の停止・低下によって発生する二次的な被害についても、南関東地域のみならず我が国全体、強いては国外にまで広く影響を及ぼす可能性がある。

さらに、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、我が国の戦後最大の大都市直下型の地震であり、大都市地域における震災対策を一層推進する必要があることを再認識した災害である。この震災の経験を踏まえ、あらかじめ復興対策の内容や手順、手法等について整理し、震災後の復興対策の円滑な実施に向けた事前の準備を行っておくことが重要である。

復興準備計画策定指針は、南関東地域の地方公共団体、特に市区町村が、震災後の復興に関する基本的考え方や復興対策の内容、手順、体制等をあらかじめ検討し、迅速かつ円滑な復興対策の推進を図るための事前の準備計画として、復興準備計画を策定するために必要な事項を取りまとめたものである。

2 復興準備計画策定指針の構成

復興準備計画策定指針（第2編）の構成は次の通りである。

第1部は総則に関する事項として、復興方針や復興体制、復興財源について述べている。

第2部は分野別に関する事項として、都市基盤の復興から各種調査及び情報提供・相談に至る7つの分野について述べている。

第3部は生活が営まれる場である「まち」や「集落」の復興の視点が重要であることから、地区別に関する事項を述べている。なお、第3部については、第2部の第1章から第7章のすべての項目を網羅してはおらず、また地区類型についても市区町村のすべての地区がこの類型に当てはまるものではないが、現段階で南関東地域で考えられる地区類型を例示し、かつ、その復興方針を示すことによって、分野別の復興のみならず、「地域」としての復興対策の重要性と復興対策における行政内部の横断的な連携の重要性を示すために掲げたものである。

□復興準備計画策定指針の構成

第1編 復興準備計画策定の目的と意義

- 第1章 復興準備計画の定義及び構成と策定方法
- 第2章 復興準備計画策定の意義と復興準備計画の位置づけ
- 第3章 復興準備計画の策定に当たって考慮すべき前提条件

第2編 復興準備計画策定指針

第1部 総則に関する事項

- 第1章 復興準備計画の目的と役割
- 第2章 復興方針
- 第3章 復興体制
- 第4章 復興財源の確保

第2部 分野別に関する事項

- 第1章 都市基盤の復興
- 第2章 住宅の復興
- 第3章 雇用・産業の復興
- 第4章 医療・保健・福祉の復興
- 第5章 教育・文化の復興
- 第6章 復興期におけるボランティアへの対応
- 第7章 各種調査及び情報提供・相談

第3部 地区別に関する事項

- 第1章 住宅地の復興
- 第2章 商業地の復興
- 第3章 農村集落地の復興
- 第4章 漁業集落地の復興
- 第5章 観光地の復興
- 第6章 港湾地域の復興

3 復興準備計画策定指針の活用方法

復興準備計画策定指針は、前述した通り3部構成で示されている。

第1部については、総則に関する事項を取りまとめるために示したものであり、すべての事項について市区町村が記載する必要がある。

第2部については、分野別に関する事項を取りまとめるために示したものであり、一般的に言えば市区町村における行政部局ごとの担当となる部分である。したがって、第2部に示している分野別に関する事項は、被害想定の結果との関連において、予測される被害がある事項に関して、選択しつつ記載するものである。

第3部については、南関東地域において基本的に考えられる地区を想定し、そのような地区が被害を受けた場合の復興に関する事項を示したものである。したがって、市区町村における被害想定において該当地区がある場合には、復興準備計画策定指針に掲げる復興指針をもとに記載するものである。

なお、第3部の地区別に関する事項は、下図に示すように、第2部の分野別に関する事項を該当地区に当てはめて考えることができるが、最も大切な点は、「地域」としての復興をどのように考えるかということであり、都市基盤や住宅といった各部門の復興を切り離して考えるのではなく、地域全体の復興を総合的・横断的に考えるために、あえて示したものであるということにある。したがって、この点に対する特別な配慮が要請されるものである。

□地区別に関する事項と分野別に関する事項の関係

		分野別に関する事項				
		都市基盤	住宅	雇用・産業	医療・保健・福祉	教育・文化
地区別に関する事項 市街地・集落の復興 ～まちの復興～	木造密集住宅地					
	都心型商業地					
	漁業集落地					

□地区別に関する事項と分野別に関する事項の関係の例示

復興準備計画は、基本的には分野別施策をもって策定されるが、阪神・淡路大震災の教訓からも明らかのように、“まち”や“コミュニティ”としての復興を検討することが重要であり、そのために地区類型ごとの復興準備計画策定指針を掲げた。地区類型ごとに分野別に関する事項との関係を概略整理して示すと以下のような関係になる。このような関係を踏まえて、地区ごとの復興準備計画を策定することが望まれる。

		都市基盤	住宅	雇用・産業	医療・保健・福祉	教育・文化
住宅地	一般住宅地	既存道路の修繕 都計道路の整備 狭隘道路の改善	住宅の再建 住環境整備		仮設診療所 医療機関の再建	教育施設の再建 児童・生徒支援
	木造密集住宅地	既存道路の修繕 都計道路の整備 狭隘道路等の改善 広場・公園の整備	共同建替 権利調整	中小企業支援 仮設工場 仮設店舗	高齢者対策 一人暮らし対策 生活保護対策	教育施設の再建 児童・生徒支援
	集合住宅地	既存道路の修繕 道路空間の改善	仮住居の斡旋 集合住宅建替		乳幼児・児童対策	教育施設の再建 児童・生徒支援
	郊外型住宅地	既存道路の修繕 道路空間の改善	急傾斜地対策 集団移転対策		乳幼児・児童対策	児童・生徒支援
	埋立地の住宅地	既存道路の修繕 複数道路の確保	仮住居の斡旋 集合住宅建替	住工分離 工場の安全化		
商業地	都心型商業地	道路空間の改善	共同建替	商業施設の再建 魅力景観の創出		
	地域商店街型商業地	道路空間の改善	併用住宅の再建 店舗共同化	店舗の再建 仮設店舗	高齢者対策	
農村集落地	一般的農業集落地	既存道路の拡幅 農道の改善 広場・公園の整備	住宅の再建	農地の復興 農業施設の再建 農業者支援	高齢者対策	教育施設の再建 児童・生徒支援
	施設園芸型農業集落地	既存道路の拡幅 都計道路の整備	住宅の再建	園芸施設の再建 園芸施設斡旋	乳幼児・児童対策	教育施設の再建 児童・生徒支援
漁業集落地	一般的漁業集落地	既存道路の整備 狭隘道路等の改善 広場・公園の整備	住宅の再建 集団移転	漁業施設の再建 水産加工等 関連産業の再建	高齢者対策	児童・生徒支援
	特産地型漁業集落地	複数道路の確保 狭隘道路の改善 広場・公園の整備	住宅の再建	特産関連産業支援 漁業者支援		児童・生徒支援
観光地	一般的観光地	既存道路の整備 複数道路の確保	住宅・店舗の再建	観光施設の再建	高齢者対策	児童・生徒支援
	温泉観光地	既存道路の整備 複数道路の確保	住宅・店舗の再建	観光施設の再建	高齢者対策	児童・生徒支援
	歴史・文化財型観光地	既存道路の整備 道路空間の整備	住宅・店舗の再建	観光施設の再建 文化財の修繕		教育施設の再建 児童・生徒支援
港湾地域	港湾地域	既存道路の整備 複数道路の確保	住宅の再建	港湾施設の再建		

第1編

復興準備計画策定の目的と意義

第1章 復興準備計画の定義及び構成と策定方法

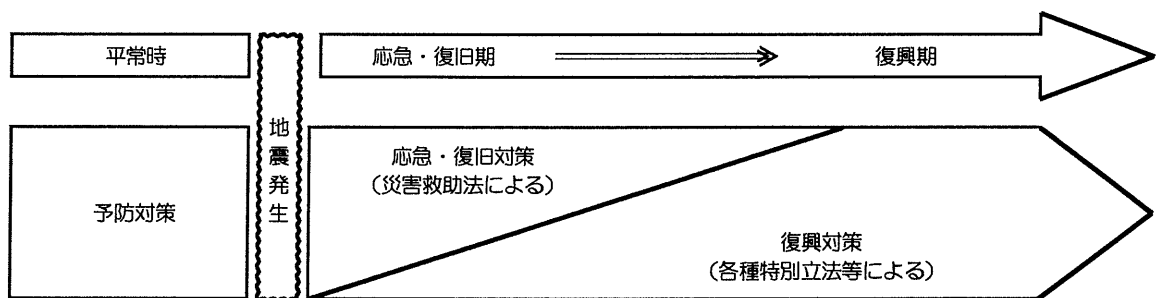
1 復興準備計画の定義

復興準備計画とは、想定される地震被害を前提とし、予測される被害に対して、どのような方向性や水準のもとに復興を図るべきか、また、それぞれの計画を実行に移すために必要な事項を、誰が、いつ、どこで、どのように行うべきか、その手順や方法等についてあらかじめ検討し、震災発生以前に策定する準備計画である。

2 復興準備計画の範囲

市区町村の予防対策及び応急・復旧対策については、災害対策基本法第42条の規定に基づき市区町村が策定する地域防災計画によることとされているが、復興準備計画において示す内容の範囲は、応急・復旧対策以降の復興対策についてである。ただし、応急・復旧対策の中には、その後の復興対策に密接に関連する事項もあることから、必要な事項については、応急・復旧対策の事項であっても復興準備計画で示すこととする。

□震災発生以前から発生後の対策の流れ



□予防対策、応急・復旧対策、復興対策の概要例

予防対策の例	応急・復旧対策の例	復興対策の例
<ul style="list-style-type: none"> ○震災予防に関する調査研究 ○各種被害想定の実施 ○防災思想の啓発 ○火災等防止計画 ○避難計画 ○情報連絡体制の整備 ○応急対策用物資・資機材の備蓄 ○避難場所の確保 ○密集住宅市街地整備促進事業等の実施 ○不燃化促進事業 ○道路・橋梁等防災計画 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○救出救助、応急救護 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○飲料水・食料等の給与 ○医療救護・防疫 ○道路等の応急・復旧 ○ライフラインの復旧 ○応急仮設住宅の建設 ○一般被災住宅の応急修理 ○障害物・がれきの処理 ○学用品調達等の実施 ○罹災証明書の発行 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の再建支援 ○就業の斡旋 ○住宅の供給促進 ○事業所の再建支援 ○住民のこころのケア ○児童・生徒のこころのケア ○コミュニティの再建支援 ○学校、文化施設の再建支援 ○福祉・保健施設の再建支援 ○各種情報提供・相談業務 ○市街地の復興 ○復興イベントの開催 等
市区町村地域防災計画で規定		市区町村復興準備計画で策定

3 復興準備計画の構成

復興準備計画は以下に掲げる基本的構成を踏まえて記述するものとする。

第1部においては、総則に関する事項として、復興方針や復興体制、復興財源について述べるものとする。

第2部においては、都市基盤から各種調査及び情報提供・相談まで、復興準備計画策定指針に掲げる事項のうち、市区町村において必要となる事項を選択して述べるものとする。

第3部においては、市区町村における該当地区の復興方針及び復興方策について、復興準備計画策定指針を参考にし、必要事項を述べるものとする。

□復興準備計画の基本的構成

第1部 総則に 関する事項	第1章 復興準備計画の目的と役割	1	復興準備計画の策定目的
		2	復興準備計画の役割と位置づけ
		3	復興準備計画の期間と見直し
	第2章 復興方針	1	復興理念
		2	復興の基本的考え方と目標の設定
		3	復興計画の位置づけ
	第3章 復興体制	1	復興事業の推進体制
		2	国・都県、市区町村の役割分担 及び連携体制
	第4章 復興財源の確保	1	復興財源の確保
		2	復興基金の創設

第2部 分野別に 関する事項	第1章 都市基盤の復興	1	道路・交通施設の復興
		2	公園緑地の復興
		3	物流基地・港湾・空港の復興
		4	産業施設等の復興
		5	ライフラインの復興
		6	がれき処理
	第2章 住宅の復興	1	応急住宅対策
		2	恒久住宅対策
	第3章 雇用・産業の復興	1	雇用対策
		2	事業再開対策
		3	被災農林水産業従事者対策
	第4章 医療・保健・福祉の復興	1	医療対策
		2	保健対策
		3	福祉対策
		4	外国人等への対応
	第5章 教育・文化の復興	1	学校教育等
		2	文化財等
	第6章 復興期におけるボランティアへの対応		
	第7章 各種調査及び情報提供・相談	1	各種調査の実施
		2	情報提供・相談

第3部 地区別に 関する事項	第1章 住宅地の復興	1	一般住宅地
		2	木造密集住宅地
		3	集合住宅地
		4	郊外型住宅地
		5	埋立地の住宅地
	第2章 商業地の復興	1	都心型商業地
		2	地域商店街型商業地
	第3章 農村集落地の復興	1	一般的農業集落地
		2	施設園芸型農業集落地
	第4章 漁業集落地の復興	1	一般的漁業集落地
		2	特産地型漁業集落地
	第5章 観光地の復興	1	一般的観光地
		2	温泉観光地
		3	歴史・文化財型観光地
	第6章 港湾地域の復興	1	港湾地域

第2章 復興準備計画策定の意義と 復興準備計画の位置づけ

1 復興準備計画策定の意義と役割

市区町村が策定する復興準備計画は、震災後における迅速かつ円滑な復興対策の推進を図るための準備計画である。

復興準備計画では、市区町村における復興理念や復興の基本的考え方、復興本部の設置などの復興対策の基軸にあたる部分と、地震に関する被害想定等をもとに都市機能や住民生活への影響を想定し、各分野の復興方策等を示すことになる。また、行政、住民、事業所が連携・協力して事前対策及び震災後の復興対策を推進することができるよう、行動指針についても示すことが望ましい。

この復興準備計画には、「平常時における役割」と「震災後における役割」の2つの役割があるものとする。

平常時における復興準備計画は、市区町村の復興理念や復興の基本的考え方、各分野の復興方策に基づき、より具体的な復興対策の内容や方法、実施時期、担当部署等を示すものであり、震災後の復興対策の実行性をより高めるための様々な事前の準備を進めるためのものである。

第2に、震災後における復興準備計画は、震災による被害状況等を踏まえて策定する本格的な復興計画の原案となるものである。

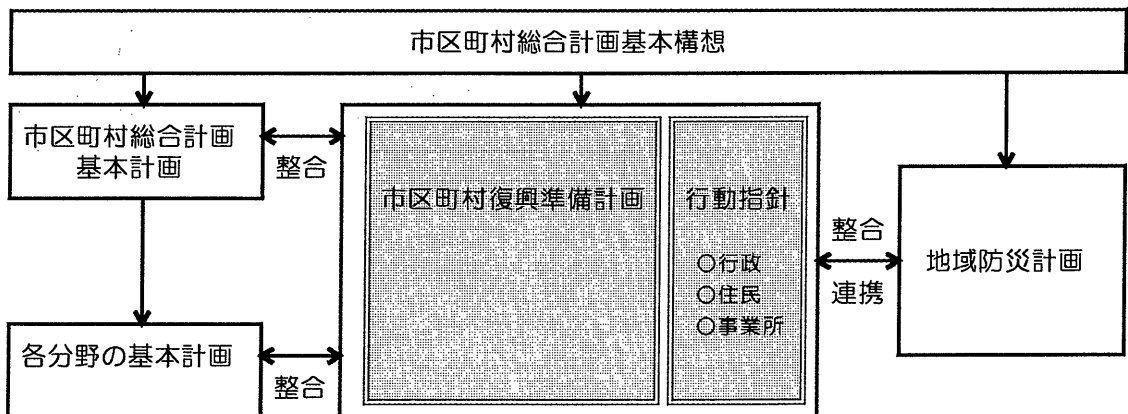
2 復興準備計画の位置づけと総合計画等関連諸計画との関連性

復興準備計画は、中央防災会議が定めた「防災基本計画」の中の「地震が発生した場合に迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。」という趣旨を踏まえて策定するものであることから、市区町村が策定する復興準備計画は当該市区町村の地域防災計画で位置づけることが望ましい。また、予防対策から応急・復旧対策、復興対策の施策の連動性等の観点から見ても、復興に係る事項について地域防災計画に位置づけ、予防対策、応急・復旧対策から復興対策に至るまでの一連の災害対策としての施策を展開することが望まれる。さらに、南関東地域直下の地震による被害が甚大である場合は、被災後に市区町村が策定する復興計画の内容は多分野に及ぶことから、復興準備計画については平常時において取り組まれている市区町村総合計画等に反映されることが重要である。また、その意味においては復興準備計画は総合計画の強化にも役立つものであり、かつ大規模災害の発生を想定した、いわば災害復興のための「特別総合計画」としての意義を持つものであると考えられる。

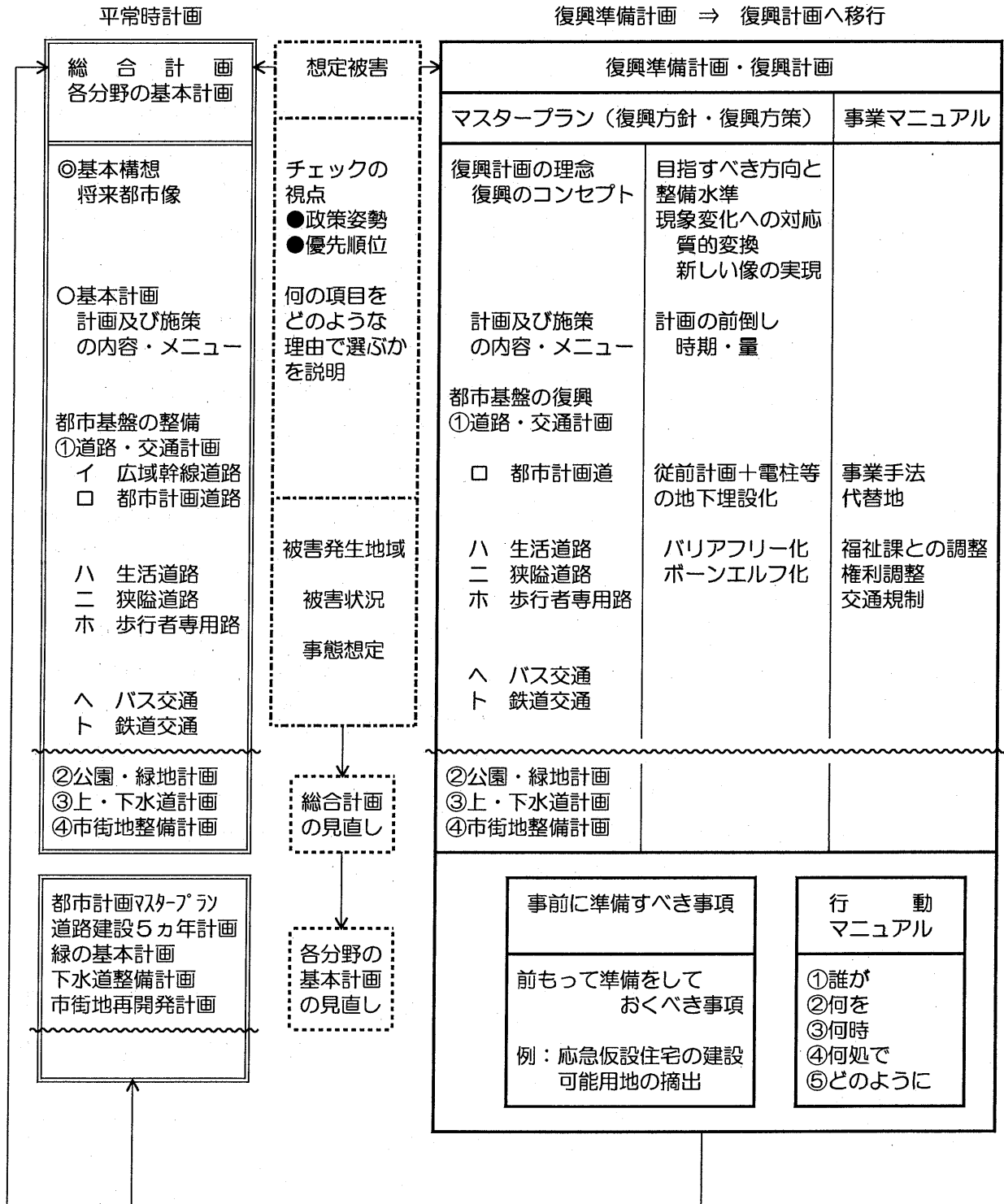
また、市区町村総合計画の下位計画として、各分野の基本計画（例：都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン等）があることから、復興準備計画はこれらの各分野の基本計画との整合も図りつつ策定する必要があると考える。

復興準備計画の策定に当たっては、市区町村総合計画の将来都市像に掲げる従前のコミュニティや生活水準の回復を目指すことを原則とする考え方があるが、被害の発生状況如何によっては、必ずしもそうとはならない場面展開があることも想定されることから、新しいコミュニティ関係の創造や新しい生活像の追及についても検討を行っておく必要がある。また、市街地・集落の復興においても、同様に被害の発生状況如何によっては、新しい市街地像や集落像についても検討しておく必要がある。なお、復興準備計画と総合計画、各分野の基本計画等との関係を整理したものを参考として示す。

□復興準備計画と他計画との関係



□参考 復興準備計画の内容・位置づけと総合計画及び各分野の基本計画等との関係



3 復興準備計画の計画期間と見直し

復興準備計画の計画期間については、市区町村総合計画や都市計画マスタープラン等の各分野の基本計画の計画期間等を勘案して定めるとともに、国の法制度の改正、社会経済状況及び都市構造の変化等に対応できる計画期間を設定することが望ましいが、計画策定後おおむね5年程度ごとに見直しを行うことが望ましい。

4 復興準備計画の策定体制・策定方法

復興準備計画の策定に当たっては、計画内容が多岐にわたることから、行政内部の横断的連携を図るためのプロジェクトチーム等を設置し、策定作業を進め、各部署の調整については、企画担当部署及び防災担当部署が担当することが望ましい。また、行政で構成する会議のみならず、学識経験者、関係機関の代表、地域団体の代表、公募委員等から構成する会議を設置することや、復興準備計画の策定過程におけるアンケート等の実施、住民説明会の開催などを通じて、住民参加を図ることも重要である。

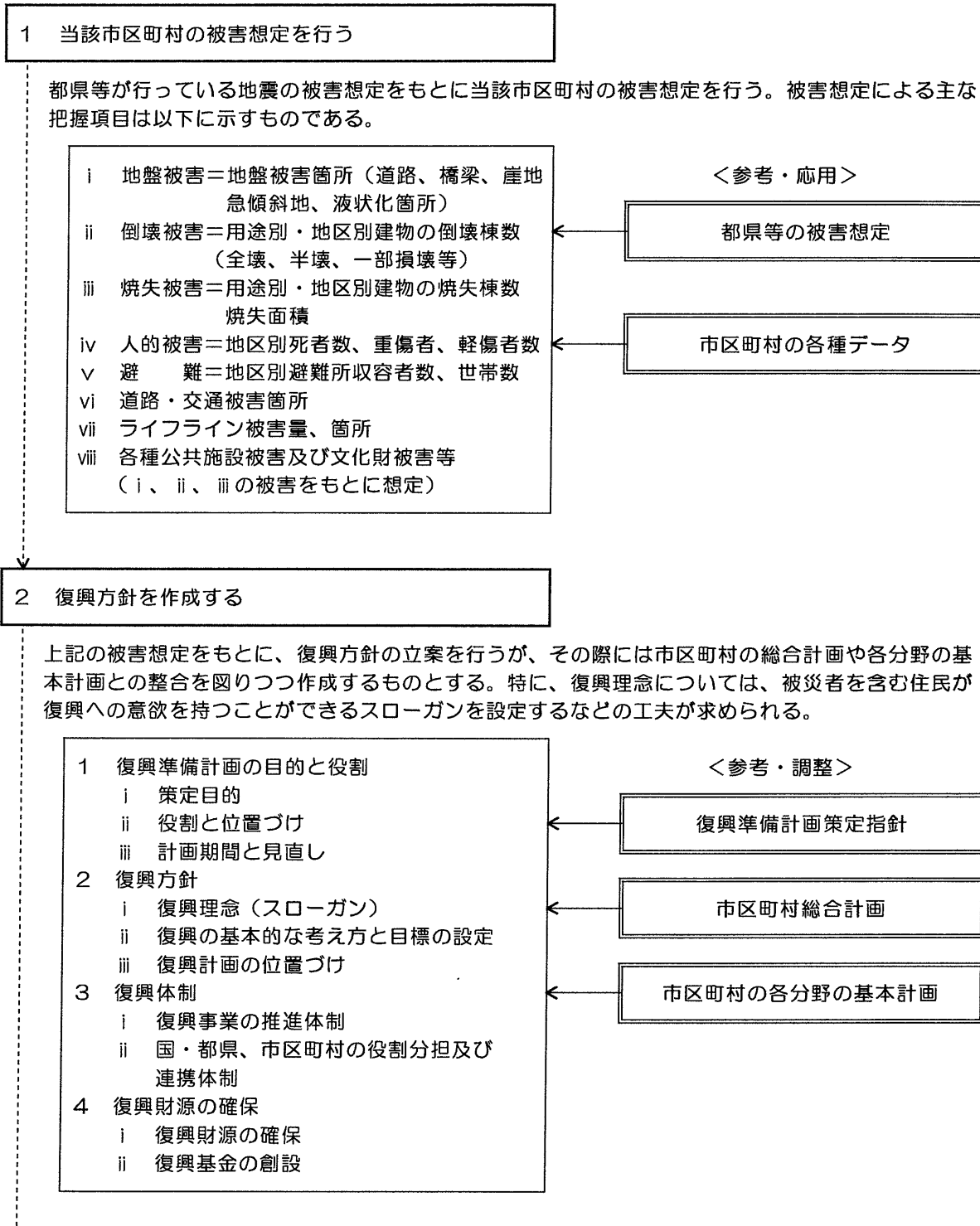
また、行動指針のうち、行政の行動指針については、市区町村の実情等を踏まえながら作成する必要があることから、庁内調整及び国・都県との調整を進めながら、継続的に加筆修正していくことが重要である。さらに、住民や事業所等に対しては、復興準備計画の趣旨普及を図るとともに、復興準備計画の策定過程からの住民や事業所、関係団体の参加を進めるための行動指針の作成及び準備行動の促進を図ることが望ましい。

復興準備計画に基づく各種施策・事業の推進に当たっては、担当部署が取り組むこととなるが、より効果的な事前準備を進めるためには、事業間の連携・調整を図る必要もあることから、連絡会議等を設置し、定期的に事業の実施状況の確認や調整を図ることが重要である。

5 復興準備計画の策定手順

復興準備計画の策定手順は次に示すとおりである。

□復興準備計画の策定手順



3 分野別復興準備計画を作成する

上記の復興方針の他に、被害想定をもとに分野別復興準備計画を作成する。分野別復興準備計画は、本指針の分野別に関する事項を参考とする他、市区町村の各分野の基本計画を参考に、想定される被害の程度に応じて作成するものとする。

- 1 都市基盤の復興
- 2 住宅の復興
- 3 雇用・産業の復興
- 4 医療・保健・福祉の復興
- 5 教育・文化の復興
- 6 復興期におけるボランティアへの対応
- 7 各種調査及び情報提供・相談

<参考・調整>

復興準備計画策定指針

市区町村の各分野の基本計画

4 市街地・集落復興準備計画を作成する

上記の分野別復興準備計画の他に、甚大な被害が想定される地区がある場合には、市街地・集落復興準備計画を作成する。市街地・集落復興準備計画の作成は、阪神・淡路大震災の復興過程における教訓をもとに、“まち”や“コミュニティ”の復興のあり方が強く求められたことによるものであり、都市基盤や住宅といった分野別復興準備計画とは別に、総合的に考えておかなければならない事項であることから、特に本指針に取り入れたものである。

- 1 住宅地の復興
- 2 商業地の復興
- 3 農村集落地の復興
- 4 漁業集落地の復興
- 5 観光地の復興
- 6 港湾地域の復興

<参考・調整>

復興準備計画策定指針

市区町村の各分野の基本計画

第3章 復興準備計画の策定に当たって 考慮すべき前提条件

1 南関東地域直下型地震とその被害の特徴

○被災範囲は局地的であるが、震源地を特定できない

直下型地震は海洋性の巨大地震と異なり、被災範囲はそれほど大きくはない。せいぜい20km四方程度と言われている。しかしながら、現段階においては直下型地震を予知することは不可能であり、したがって震源地も特定することはできない。

しかしながら、南関東地域には相当数の断層があり、南関東地域を襲う地震は、いつ、どこで起きても不思議はない状況にあると言われている。

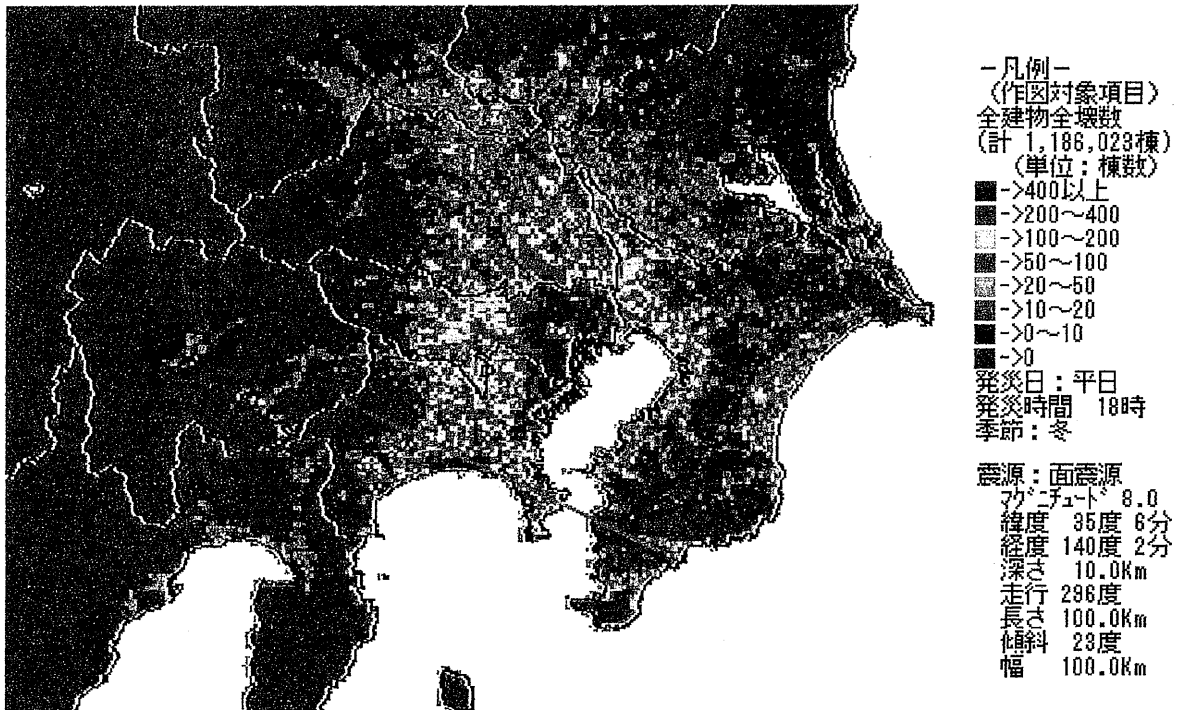
○日本の中心地、人口及び諸機能の集中地域を襲う地震

南関東地域は、我が国の総人口の約1/4強が住む地域であり、我が国上場企業の本社の約60%が立地する地域でもある。また、首都機能をはじめとする数多くの機能が集中している地域である。しかも、関東大震災以降大きな自然災害を受けておらず、非常に著しい都市構造や社会構造の変化を来してきた地域でもある。したがって、この地域を襲う直下の地震被害は計り知れないものがある。

○建物全壊数100万棟、死者数10万人（国土庁被害想定）

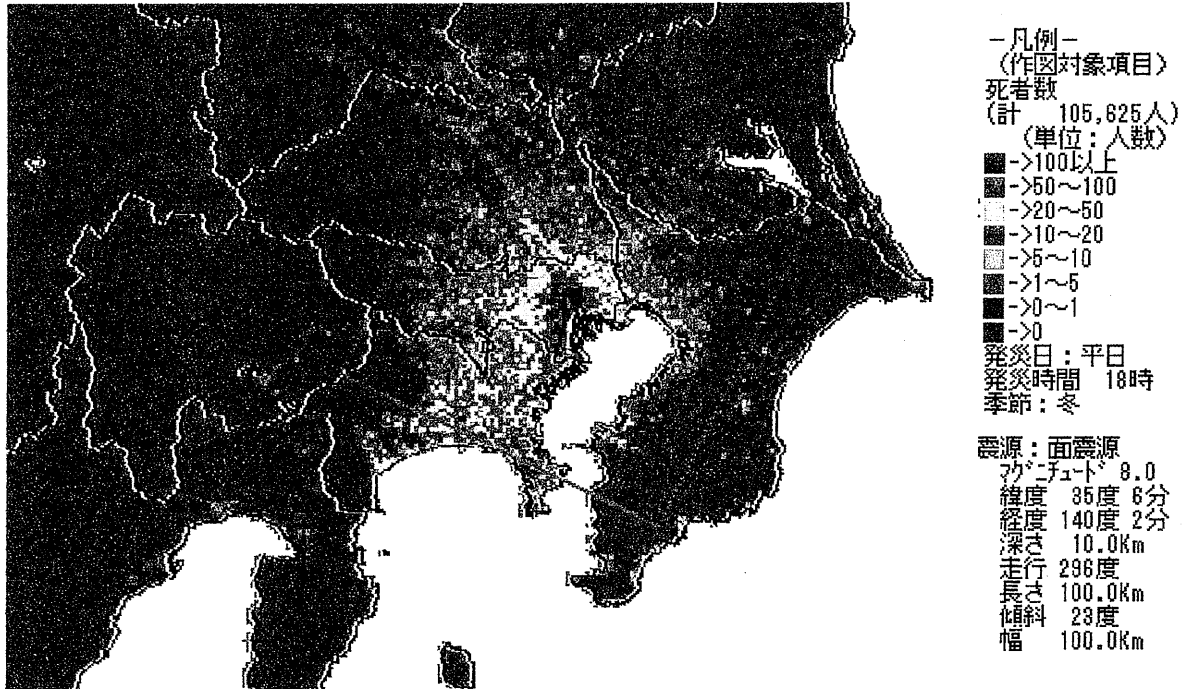
あくまでも被害想定の一例であるが、南関東地域直下においてマグニチュード8の地震が起こった場合では、南関東地域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）における建物全壊数は約100万棟、死者数は約10万人、負傷者数は約450万人にも達すると想定されている。

口南関東直下マグニチュード8の被害想定図
(建物被害)



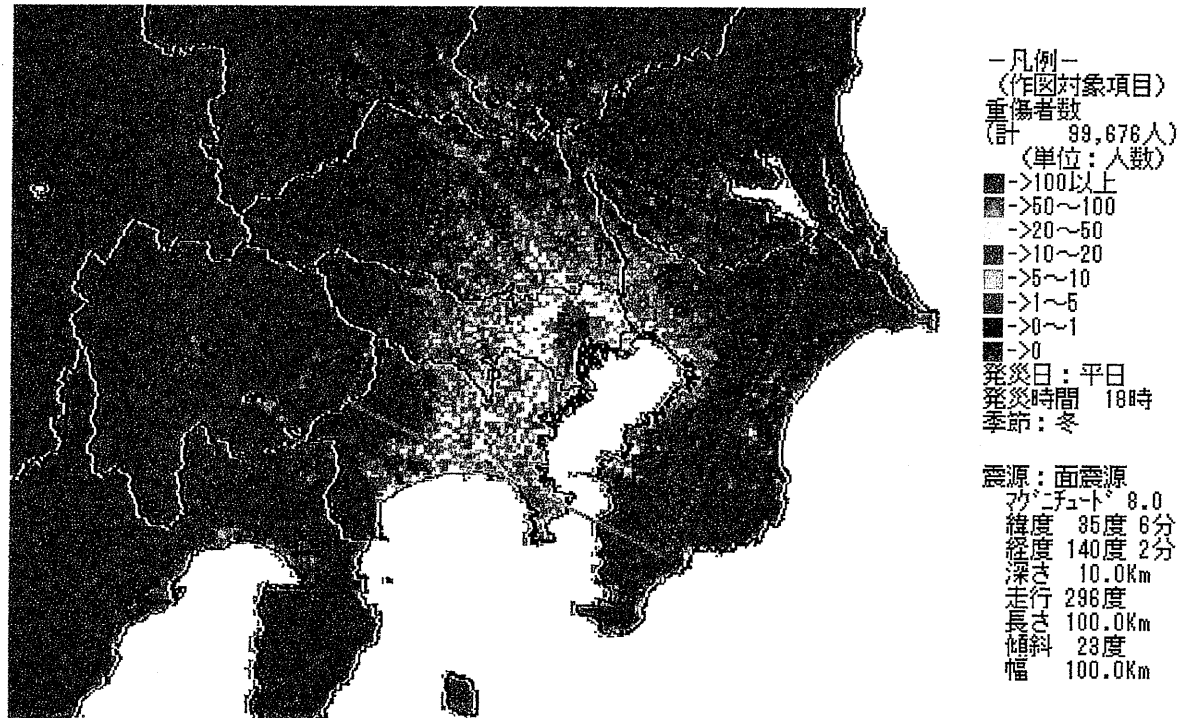
注) 図中の被害データは全国値

(人的被害:死者数)



注) 図中の被害データは全国値

(人的被害：重傷者数)



注) 図中の被害データは全国値

□南関東直下マグニチュード8の被害想定表
(建物被害)

	昭和46年 以前木造建 物全壊数	昭和56年 以前木造建 物全壊数	昭和57年 以降木造建 物全壊数	全木造建物 全壊数	昭和56年 以前非木 造建物全 壊数	昭和57年 以降非木 造建物全 壊数	全非木造 建物全壊 数	全建物全壊 数
全国計(A)	446,517	568,537	92,825	1,107,879	59,965	18,179	78,144	1,186,023
埼玉県	37,061	87,322	13,068	137,451	5,000	1,662	6,662	144,113
千葉県	61,085	90,011	18,804	169,900	6,091	2,711	8,802	178,702
東京都	154,805	168,311	11,626	334,742	24,420	5,569	29,989	364,731
神奈川県	101,571	202,338	46,371	350,280	20,751	7,998	28,749	379,029
南関東地域計(B)	354,522	547,982	89,869	992,373	56,262	17,940	74,202	1,066,575
B/A*100(%)	79.4	96.4	96.8	89.6	93.8	98.7	95.0	89.9

(人的被害)

	木造建物死 者数	非木造建物 死者数	全死者数	重篤者数	重傷者数	軽傷者数	全負傷者数
全国計(A)	103,575	2,050	105,625	19,141	99,141	5,391,283	5,510,100
埼玉県	10,434	17	10,451	1,768	9,437	756,814	768,019
千葉県	10,712	53	10,765	1,766	9,841	659,049	670,656
東京都	43,562	1,329	44,891	8,670	43,478	1,984,799	2,036,947
神奈川県	33,247	643	33,890	6,340	31,883	968,862	1,007,085
南関東地域計(B)	97,955	2,042	99,997	18,544	94,639	4,369,524	4,482,707
B/A*100(%)	94.6	99.6	94.7	96.9	94.9	81.0	81.4

資料 国土庁被害想定ツールの計算データより作成

□参考：南関東直下マグニチュード7の被害想定表
(建物被害)

	昭和46年 以前木造 建物全壊 数	昭和56年 以前木造 建物全壊 数	昭和57年 以降木造 建物全壊 数	全木造建物 全壊数	昭和56年 以前非木 造建物全 壊数	昭和57年 以降非木 造建物全 壊数	全非木造 建物全壊 数	全建物全壊数
全国計(A)	3,231	2,721	40	5,992	223	0	223	6,215
埼玉県	73	305	1	379	0	0	0	379
千葉県	148	219	1	368	0	0	0	368
東京都	2,278	1,417	1	3,696	137	0	137	3,833
神奈川県	723	780	37	1,540	86	0	86	1,626
南関東地域計(B)	3,222	2,721	40	5,983	223	0	223	6,206
B/A*100(%)	99.7	100.0	100.0	99.8	100.0	0.0	100.0	99.9

(人的被害)

	木造建物死 者数	非木造建物 死者数	全死者数	重篤者数	重傷者数	軽傷者数	全負傷者数
全国計(A)	667	8	685	64	638	558,796	559,498
埼玉県	5	0	5	0	4	18,918	18,992
千葉県	8	0	8	0	7	23,376	23,383
東京都	506	8	514	53	480	347,016	347,549
神奈川県	158	0	158	11	147	169,182	169,340
南関東地域計(B)	677	8	685	64	638	558,492	559,194
B/A*100(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9

資料：国土庁被害想定ツールの計算データより作成

2 南関東地域における地理的・社会的・経済的特殊性

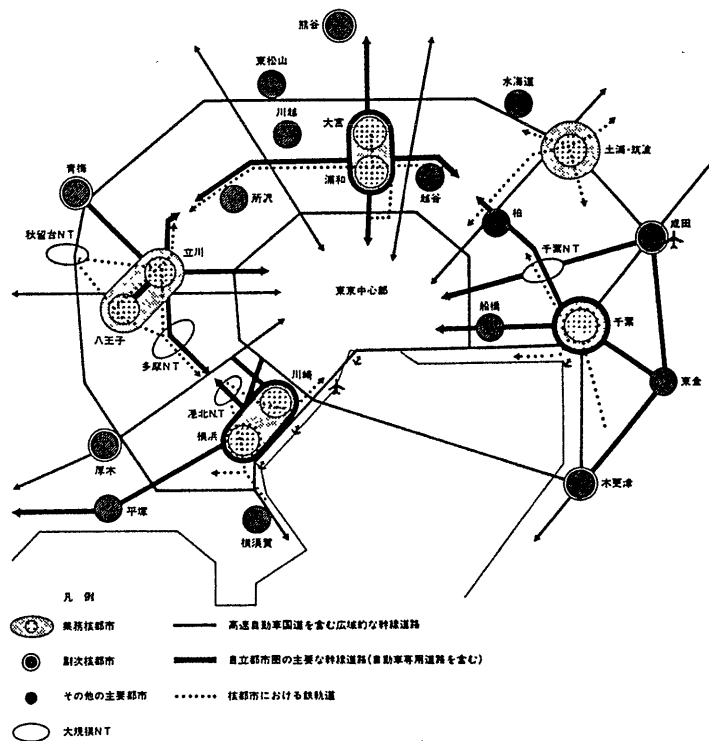
○首都機能（政治・行政機能）、金融、商業・業務機能の高度集積

首都東京には、政治（永田町）、行政（霞ヶ関）、金融経済（兜町）、業務（丸の内等）、商業・娯楽（新宿・渋谷・池袋等）といった諸機能が高度に集積している。首都東京の被害により、国内のみならず国外にも影響を及ぼすことが想定される。

○円心状に立地する業務核都市・副次核都市

東京駅を中心に20km～30kmの範囲に人口100万人規模を超える業務核都市や業務副次核都市が、同心円上に立地していることから、どの地域が被災しても大被害になる恐れが強い。

□業務核都市、副次核都市及び主要道路網の位置図



資料：「都市開発事業の諸課題とその改善方策の検討に関する調査研究報告書」昭和61年
(社)日本宅地開発協会

○多数の人々が訪れる繁華街等が多い

南関東地域には、商業・業務施設や文化・娯楽施設などが多く立地し、それらが繁華街を形成しているが、このような繁華街では、復興に当たっての建築規制等が行き届かないことも想定される。したがって、復興に際しては、このような事態を招かないよう、適切な対応を図る必要がある。

○外国人居住者が多い

南関東地域には、商業施設、工業施設、サービス施設、民間企業、大学等の学校、大使館も多いことから、外国人労働者や留学生、一時滞在のビジネスマン、大使館職員及びその家族などの外国人居住者が多い。また、新宿区の大久保や歌舞伎町のように、外国人が独自のコミュニティを形成している地区もあることから、復興に際しては、きめの細かい対応を図る必要がある。

○市街地の連担によるオープンスペースの不足

南関東地域は、都心を取り巻くように都県境を越えて市街地が連担して形成されており、特に東京区部を中心に都心から30Km圏内では、農地・森林等のオープンスペースが極めて少ない。

○都市基盤の未整備地における老朽木造住宅の密集

南関東地域には、昭和35年以前の木造戸建住宅が約72万戸（平成5年住宅統計調査、京浜葉大都市圏）集積している。また、東京を中心とした急激な都市化の進展により、道路や公園等の都市基盤施設が十分に整わないまま高密度な市街地が形成されているところも多い。

○崖地・軟弱地盤地などへの住宅等の立地

崖地・軟弱地盤地など地盤条件が良くない場所や丘陵地の造成地において建設されている住宅あるいは住宅団地等が多い。

○道路網の集中

南関東地域には、国内外の社会経済活動を支えている大量輸送の道路網が東京を中心に、放射状に集中している。

○鉄道網の集中

南関東地域には、朝夕の通勤・通学者、また全国のビジネスマンや観光客等を大量に輸送している高度に発達した鉄道網が、東京を中心に放射状に集中している。

○港湾・空港等の立地

東京湾の港湾は我が国の海上輸送の重要な拠点である。また、我が国の空の玄関口である羽田空港、成田空港も南関東地域に立地している。

○ライフライン施設の高密化

南関東地域には、ライフライン施設等（電力、都市ガス、上・下水道、工業用水道、通信施設等）が高密度に整備されているが、このような施設は架線や地下埋設のものが多。

○多数の危険物施設等の立地

南関東地域には、臨海部の工業・流通地帯をはじめ、内陸部にもガソリンスタンド、ボイラー施設、各種薬品類等危険物を取り扱う施設が多数存在している。

3 南関東地域直下の地震被害における考慮すべき特殊性

南関東地域直下における地震被害は、これまで見てきたように、我が国の他地域における直下地震の被害と比較して、かなりその様相が異なることがわかる。

したがって、本指針をもとに復興準備計画を策定する市区町村においては、市区町村が行う被害想定や事態想定に基づきながらも、こうした南関東地域の社会的・経済的特殊性を踏まえつつ策定する必要がある。特に、以下に掲げる項目については特段の考慮が必要である。

◎国や都県との連携強化

南関東地域直下の地震被害は、中枢機能や金融・経済等の麻痺の発生が予測されるが、これらの問題は市区町村レベルでの対応は極めて困難である。したがって、復興に際しては、これらの問題に対する国や都県との連携を強化しつつ対応する必要がある。

◎周辺市区町村（都県境を越えたものも含む）及び広域復興体制の確保

このように、首都圏を抱える南関東地域においては、直下の地震災害の発生によって、数多くの被害が発生するものと考えられるが、このような事態における復興は、一自治体のみでの対応が困難な事態も数多く起り得ることが考えられる。したがって、周辺市区町村を含む広域対応の復興方策についても、事前に十分な検討を行っておく必要がある。

◎多数の疎開者発生に対する対応

南関東地域には全国から人が集まってきている。これらの多くの人はいわば故郷を持っている人々である。したがって、被害の程度にもよるが、多くの故郷疎開者が発生することが考えられることから、復興に際してはこれら疎開者に対する対応について検討しておく必要がある。

◎物流の確保と物価の安定

南関東地域は交通網と物流基地が東京に一極集中し、逆物流が発生していることから、もし東京が被害にあった場合には、当分の間、物流が途絶える恐れがあり、その影響の結果、物資不足と物価の高騰を招く恐れがある。したがって、復興に際しては物流の確保対策と物価の安定対策を図る必要がある。

第2編

復興準備計畫策定指針

第1部 総則に関する事項

第1章 復興準備計画の目的と役割

1 復興準備計画の策定目的

ここでは、市区町村における復興準備計画の策定の目的を述べる。

復興準備計画の目的としては、南関東地域直下の地震による被害から迅速かつ円滑に復興を成し遂げるための方策として計画を策定するという趣旨を記述する。

復興準備計画は、その前提条件として、従前のコミュニティや生活水準の回復を目指すことを原則とするものであるが、被害の発生状況如何によっては、必ずしもそうとはならない場面展開があることも想定されることから、新しいコミュニティ関係の創造や新しい生活像の追求についても検討を行い、それらを含めて策定の目的を記述する必要がある。

2 復興準備計画の役割と位置づけ

ここでは、市区町村における復興準備計画の役割、位置づけ、範囲等を述べる。

復興準備計画の役割としては、復興準備計画があくまでも震災発生以前に策定するものであることから、平常時における役割を記述するとともに、震災後における役割についても記述しておくことが重要である。

また、復興準備計画の位置づけについては、市区町村の地域防災計画で位置づけるとともに、総合計画や各分野の基本計画との関係について記述することが重要である。

2.1 復興準備計画の役割

復興準備計画は、平常時においては復興理念や復興の基本的考え方、各分野の復興方策に基づき、より具体的な復興対策の内容や方法、実施時期、担当部署等を示すものであり、震災後の復興対策の実行性をより高めるための様々な事前の準備を進め、震災後においては震災による被害状況等を踏まえて策定する本格的な復興計画の原案となるものである。

2.2 復興準備計画の位置づけ

復興準備計画は、市区町村の最上位計画である総合計画基本構想で掲げる将来都市像の具現化を図るための基本施策を示す総合計画基本計画に反映されるものであり、その意味においては総合計画の強化にも役立つものであり、かつ大規模災害の発生を想定した、いわば災害復興のための「特別総合計画」としての意義を持つものである。

したがって、復興準備計画の位置づけを「特別総合計画」とするか、総合計画の下位計画とするかについて検討し、その位置づけを記述するものとする。

また、復興準備計画は、市区町村の地域防災計画にも位置づけられるべきものであることから、しかるべき措置を講じ、地域防災計画に記載するものとする。

2.3 復興準備計画の範囲

予防対策及び応急・復旧対策については、災害対策基本法第42条の規定に基づき市区町村防災会議が策定する地域防災計画によることとし、復興準備計画では応急・復旧対策以降の復興対策について述べるものとする。ただし、生活関連における復興は連続的に捉えることも必要であり、その点に関してはこの限りではない。

また、復興対策を円滑に進めるための事前行動として必要な応急・復旧対策を捉えた場合、復興の視点から見て従前の応急・復旧対策の見直し等が必要となった場合は、地域防災計画の必要な修正を適宜行うものとする。

3 復興準備計画の計画期間と見直し

ここでは、市区町村における復興準備計画の計画期間と見直しについて述べる。

復興準備計画の計画期間については、市区町村総合計画や各分野の基本計画の計画期間等を勘案して定めるとともに、国の法制度の改正、社会経済状況及び都市構造の変化等に対応できる計画期間を設定することが望ましいが、計画策定後、おおむね5年程度を経過したものについては、適宜、修正・見直しを行うものとする。

第2章 復興方針

1 復興理念（スローガン）

ここでは、市区町村における震災後の復興計画に掲げる復興理念について述べる。

市区町村においては、総合計画基本構想に定める将来都市像を具現化するために基本計画及び各分野の基本計画に基づき行政施策を展開しているが、この目指すべき将来都市像は震災発生後においても引き続き具現化を図ることが求められ、震災後の復興理念についても、引き続き市区町村総合計画基本構想で示されている将来都市像とすることが考えられる。また、復興計画において、新たに復興理念を設定することも考えられるが、その場合、総合計画基本構想との調整を図る必要があると考える。

また、震災により自身や親しい人々が傷つき、住み慣れた住まいや地域が被災するなど、震災後における住民の精神的ダメージは計り知れない。このため、復興スローガンの設定においては、被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感を持ち得るものとすることが重要である。

2 復興の基本的考え方と目標の設定

ここでは、市区町村における震災後の復興計画に掲げる復興の基本的考え方と復興の目標水準の設定について述べる。

住民の生活行動や経済活動等の基盤であり物理的枠組みである都市を対象とする市街地の復興と、その中で行われる人々の生活そのものを対象とする生活の復興とは極めて強い関連性があり、どちらか一方のみの復興対策では真の復興は成し得ないと考える。

このため、復興の基本的考え方として、市街地の復興と生活の復興を車の両輪と捉え、住民の生活の復興を第一の目標として掲げることが、より住民の立場に立った復興の考え方と考える。

なお、市街地の復興については、住民の生活の復興に資するためのものであることから、住宅や都市基盤、商店など、それぞれの再建を目指すことに加え、住民や事業所の諸活動が営まれる場である「まち」として捉え、その復興を進めることが望ましいと考える。

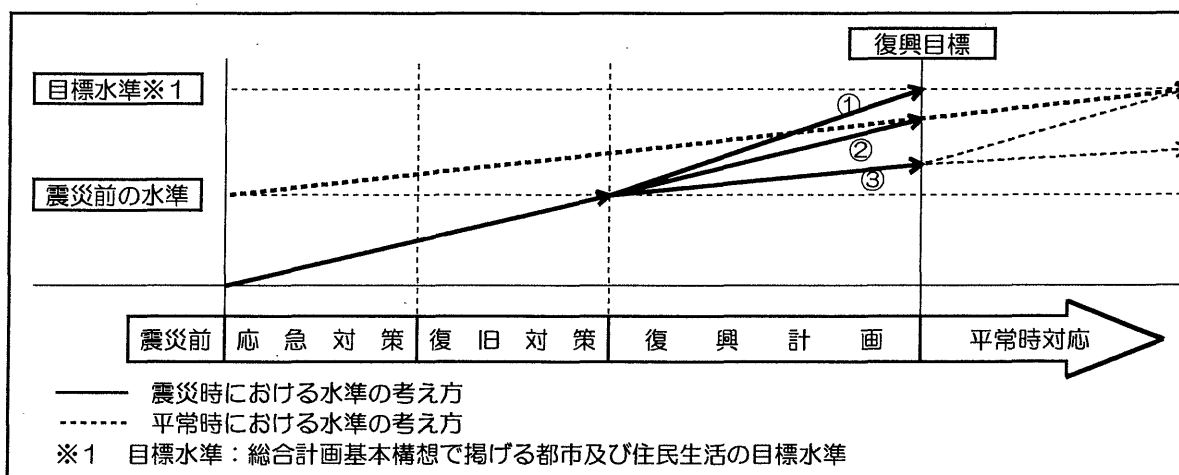
また、復興の目標水準については、震災後の社会経済状況や復興に対する住民の要望等によっては、必ずしも平常時と同様の目標水準を設定することになるとは限らないと考えられる。市区町村が目標水準をどのレベルに設定するかは、大きな問題となるところである。つまり、復旧対策が少なくとも災害前の状態に戻すことであるとすると、復興対策はそれ以降スタートすることになり、被害の程度、社会経済状況、被災住民のニーズ等によって目指すべき目標水準が異なるものと考えられるため、市区町村が復興のレベルをどこに設定するかということはきわめて難しいところである。

市区町村が目標水準をどのレベルに設定するかについてはいくつかの考え方がある。

1つの考え方としては、図中の①に示すものであるが、本来震災がなければ続いたであろうと思われる総合計画に掲げる当初の目標水準を一気に達成しようとするものである。第2は、図中の②に示すように、震災がなければ当然達成するであろうと考えられる目標水準を復興計画の目標水準に掲げる考え方であるが、これは復興後の次の段階においての目標水準の設定を本来の総合計画の目標達成に向けて引き続き総合計画の目標水準を掲げる考え方である。第3は、総合計画に掲げる目標水準とは関係なく、独自に目標を掲げる考え方である。この考え方には、その後の段階における目標水準の考え方として、当初の総合計画の目標水準を掲げるものと、当初の総合計画にはこだわらない目標水準を掲げるものの2つの考え方がある。

このようなことから、震災後の復興の目標水準については、被害の程度や震災後の社会経済状況を勘案しつつ、何よりも住民との十分な合意形成に基づいて設定することが望ましい。

□復興のプロセスと目標水準の考え方



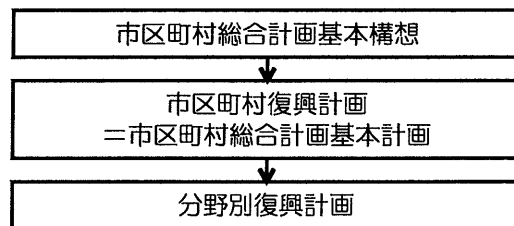
3 復興計画の位置づけ

ここでは、市区町村における復興準備計画に記載する復興計画（震災後の計画）の位置づけに関する考え方を述べる。

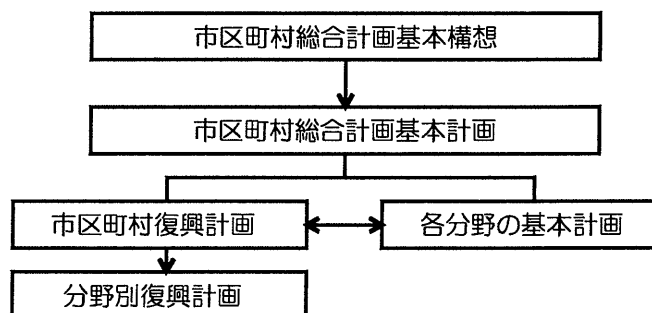
市区町村の長期的かつ総合的な指針である総合計画基本構想は、市区町村の最上位計画であり、これに掲げる将来都市像は、震災発生後における復興まちづくりにおいても基本とするところは変わらないものと考えられる。しかしながら、震災発生後においては、平常時とは異なる新たな課題や行政需要が発生することが予想される。したがって、復興計画の位置づけについては、市区町村の被害規模等により、

- ① 復興計画を市区町村総合計画基本構想の理念を実現するための市区町村総合計画基本計画として置き換え、市区町村総合計画基本計画及び各種計画で示されている施策・事業の前倒し及び事業手法の転換等の検討も含めて策定する場合
- ② 復興計画を市区町村総合計画基本計画の下位計画として、各種計画と整合・連携を図りながら、復興対策に係る施策・事業のみを示す重点推進計画として策定する場合の2通りのケースが考えられることが想定され、市区町村の実情に応じて選択することになると考える。

□復興計画の位置づけ（①の場合）



□復興計画の位置づけ（②の場合）



第3章 復興体制

1 復興事業の推進体制

ここでは、災害対策本部と復興本部との関係や復興本部の設置に係る事項、復興条例の制定について述べる。

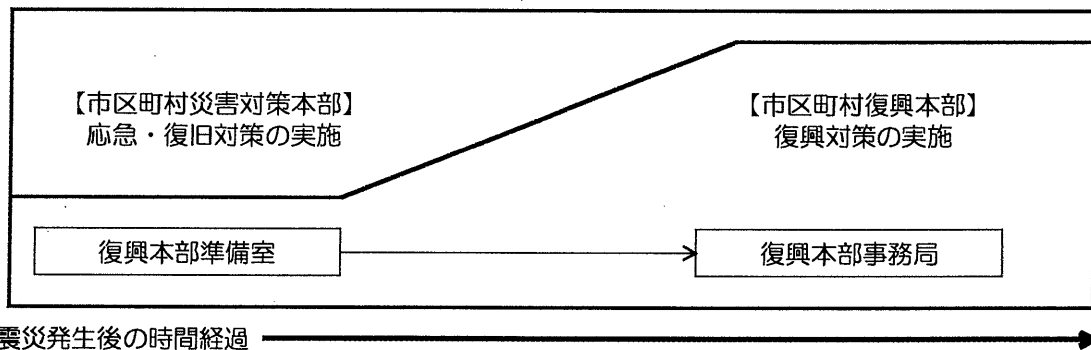
1.1 復興本部の設置

(1) 復興本部の設置時期

震災発生直後からの応急・復旧対策については、市区町村災害対策本部条例及び同条例施行規則の定めるところにより設置する災害対策本部が中心となって実施することになるが、復興対策については、市区町村長が復興本部の設置を必要と認める場合、災害対策本部の設置とほぼ同時期もしくは震災発生後の早い時期に設置することが望ましい。例えば、震災直後に設置する災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興本部準備室を設置し、応急対策が一段落した段階で、同準備室を本格的に復興対策に向けた復興本部事務局に移行し、かつ復興本部（災害対策本部とは別組織）を設置する方法が考えられる。

なお、この復興本部の設置については、復興本部設置条例の制定などの事前準備が必要であるが、当該区市町村の災害対策に係る既存条例の拡充で対応する場合や新たに条例を制定する場合などが考えられる。

□災害対策本部と震災復興本部の関係



※震災発生後直ちに災害対策本部が設置されるが、復興本部もいち早く立ち上げ活動を開始し、その後の応急・復旧対策の進捗状況を見ながら徐々にその活動を強化する。

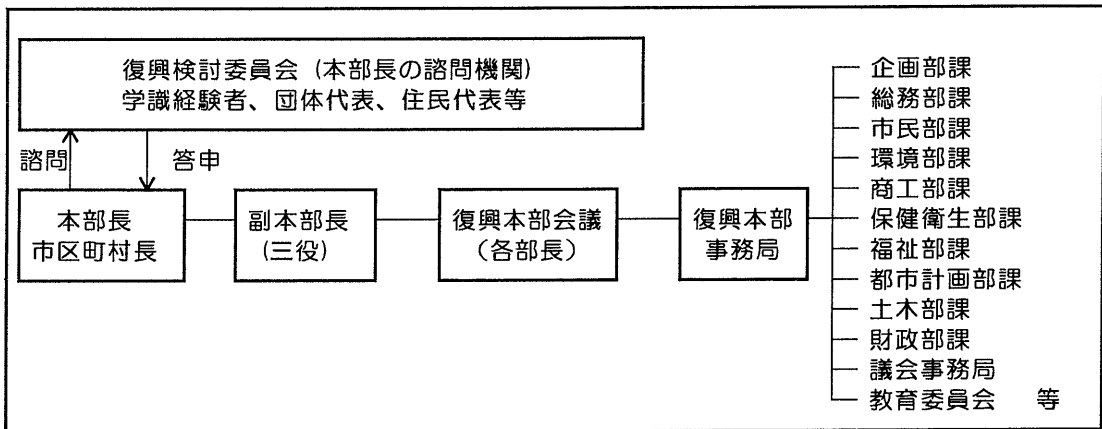
(2) 復興本部の組織

復興本部では、復興計画の策定をはじめ、各分野の復興対策の調整を図ることになるが、その体制は防災担当部署だけではなく、企画担当部署の参加が望ましく、復興本部の運営及び各種復興対策の調整等を行う復興本部事務局については、防災担当部署と企画担当部署が連携を図りながら担当することが重要である。

なお、復興本部長は市区町村長とすることとし、本部長は三役及び関係局部長から構成する行政内部の会議と、学識経験者や関係機関の代表、地域団体の代表、公募委員等から構成される諮問機関を設置することが望ましい。

復興本部の本格的な作業の開始は、市区町村長がおおむね応急対策が完了したと認める時期から入ることになり、復興本部の廃止は、市区町村長が復興対策がおおむね完了したと認めたときになると考える。

□復興本部の組織



1.2 復興条例の制定

市区町村における復興対策を進める上での根拠として、復興対策の基本理念や考え方、復興本部の設置に係る事項、生活等の復興に係る事項などを示す復興条例を市区町村の実情に応じて制定することが望ましい。

2 国・都県、市区町村の役割分担及び連携体制

ここでは、国・都県、市区町村の役割分担、周辺市区町村との連携、住民・事業所の役割分等について述べる。

2.1 国・都県、市区町村の役割分担

市区町村は住民にとって最も身近な単位自治体であり、その行政業務も広範囲にわたることから、復興対策においても市区町村が実施すべき事項は多い。

このため、市区町村は、当該地域における復興対策を重点に実施し、都県に対しては他市区町村間の調整や国への支援要請等も行うものとする。また、市区町村が実施すべき事項であっても、単独で実施することが困難な場合は、都県及び国に対して支援を要請する。

2.2 周辺市区町村との連携

周辺市区町村との連携については、相互応援協定を締結している団体だけではなく、例えば広域市町村圏に属する自治体間の連携や広域市町村圏間の連携を図るなど、平常時から周辺市区町村との連携強化を図ることが重要である。

参考：南関東地域では、七都県市首脳会議や関東地方知事会において、広域的な連携の取組みが進められている。七都県市首脳会議では、震災時相互応援協定の締結及び同協定に基づく応援調整都県市マニュアルの作成、国と連携した合同防災訓練の実施等に取り組んでいる。関東地方知事会では、震災時の相互応援協定に関する協定を締結している。

2.3 住民・事業所との協力連携

復興準備計画に基づく施策・事業の推進及び震災後の復興対策の実施に当たっては、適切な合意形成に努め、住民・事業所の行動指針を策定するとともに、行政、住民、事業所の連携・協力のもと復興対策を進めることが重要である。

2.4 指定公共機関における復興対策の促進

地域防災計画で位置づけられている指定公共機関については、特に復興事業と密接な関連性を有するライフライン関係等の指定公共機関において、必要に応じて事業者としての立場から当該市区町村や都県と協議の上、それぞれの役割分担を明確にするとともに、これを受け、その結果を当該市区町村の復興準備計画に盛り込むことも考えられる。同時に、指定公共機関においても関連部分の復興準備計画を所持することが重要である。

第4章 復興財源の確保

1 復興財源の確保

ここでは、復興に要する財源確保について述べる。

人口の集中や建物の密集、本社機能の集中などの特徴が見られる南関東地域で地震が発生した場合、同規模の地震が他地域で発生したときよりも被害が大きくなることが懸念される。その場合、復興に多額の資金が必要になるため、復興財源の確保策を事前に検討しておく必要がある。

震災発生後においては、応急対策から復興対策に係る財政需要が増大することが予想される。特に、本格的な復興を迅速かつ円滑に実施するためには、震災発生後の早い時期から財政の確保に向けた取り組みが必要である。

地方公共団体が独自に実施できる復興財源の確保策には、主に①地方公共団体が債権を発行する、②宝くじの発行や公営競技を実施する、の2つがある。

このため、震災直後からできるかぎり早い時期に復興対策に係る財政需要の見込額を算定し予算の執行方針を策定することができるよう、被害状況に応じた復興対策に係る財政需要のシュミレーション等をあらかじめ行っておくことが重要である。

2 復興基金の創設

ここでは、復興基金の創設について述べる。

被災地の各種の復興対策を進め、被災者の自立支援を促すためには、復興基金を設立し、資金面での支援を行っていくことが重要である。

復興基金は、一般的に、地方公共団体からの出捐と義援金からの出資の2つを財源とすることが考えられる。復興準備計画の策定段階では、義援金がどの程度集まるかが不明であるため、どの程度の災害に対してどの程度の金額の基金（出捐金）が必要かという点やその財源の確保策について検討しておく必要がある。

また、復興基金の設立に際しては、近隣の被災自治体との連携・協力が必要となる場合があるため、出捐金の比率等について、地方公共団体間（都県及び市区町村）で事前に協議しておく必要がある。

なお、阪神・淡路大震災では、財団法人阪神・淡路大震災復興基金が設立され、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」に基づく復興対策事業が展開されている。

参考：財団法人阪神・淡路大震災復興基金の設立について

<p>1 基金の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本財産（出 捐 金） 200億円 ○運用財産（長期借入金） 8,800億円 ○合 計 9,000億円 <p>(1) 出資金・貸付金の財源は地方債の発行が認められ、その一部分（5,000億円）については利子の95%が普通交付税により措置</p> <p>(2) 「阪神・淡路大震災復興宝くじ」の発行が認められ、その収益金（約90億円）を県・市が基金に交付</p> <p>(3) 義援金は兵庫県南部地震災害義援金募集委員会からの配分があれば基金に受け入れ</p> <p>2 事業内容（主な事業は平成7年度から10年間実施）</p> <p>(1) 被災者の生活安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建支援 ・被災地ごと開発事業補助 ・生活復興資金貸付金利子補給 ・ふれあいセンター設置運営事業補助 等 <p>(2) 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者住宅再建購入支援に対する利子補給制度 ・民間賃貸住宅家賃補助 ・高齢者住宅債券支援事業補助（追加） ・中高年自立支援金（追加） 等 <p>(3) 被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融機関災害復興資金等に対する利子補給 ・被災者雇用奨励金、雇用維持奨励金 ・事業再開等支援資金利子補給（追加） ・本格復興促進支援利子補給（追加） 等 <p>(4) 被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校復興支援利子補給 ・文化財修理費助成事業補助 等 <p>(5) その他、被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業89事業を展開</p> <p style="text-align: right;">（平成10年4月1日現在）</p>

資料：「阪神・淡路大震災 一神戸市の記録1995年一」平成8年1月 神戸市

「阪神・淡路大震災 被災状況及び復興への取り組み状況」平成10年5月1日現在 神戸市

第2部 分野別に関する事項

第1章 都市基盤の復興

1 道路・交通基盤の復興

趣 旨

道路及び鉄道等の交通基盤は、住民の生活と地域の産業経済を支えており、災害によって被害を受けた場合は、応急時の救援活動に支障が生じるだけでなく、交通機能が長期にわたって停止すると被災者の生活再建・事業再建に大きな影響を与えるため、迅速な復旧を図る。ただし、震災による被害から、防災上の課題が明らかになった場合等は、原形への復旧のみならず、耐震性の強化や歩車分離、段差解消、架線類の地下埋設、ミニ共同溝化や共同溝化、高架等必要な復興事業を行う。

また、都市計画道路や上位計画による計画道路等に関しては、施設や市街地の被災状況に併せて計画的に整備を進めていくとともに、利便性及び防災性の向上を図る。

さらに、被災後の市街地復興において必要性が生じた新規の路線については、計画決定を行い、整備を進める。

施策の体系	
1 道路の復旧・復興	(1) 道路の復旧・復興の推進
2 災害に強い交通ネットワークの構築	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> </div> <div> <p>(1) 都市計画道路の整備</p> <p>(2) 計画道路の整備</p> <p>(3) 既存道路の修繕</p> </div> </div>
3 より快適な道路・道路空間の整備	(1) 道路・道路空間の改善整備

1 道路の復旧・復興		
(1) 道路の復旧・復興の推進		
内容	<p>都市の交通機能を回復するため、被害状況の早期把握に努めるとともに、復旧事業を進める。「災害復旧事業」は原形復旧が原則であるが、施設の構造等に防災上の問題点が明らかになった場合は、耐震性の強化のための工法の見直しなど、震災後の国等の評価基準等を考慮しながら、可能な限り改良復旧（復興）に努める。</p> <p>*1：激甚災害に指定された場合は、「災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設」の新設又は改良に関する事業も、特別の財政援助の対象となる。（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 第3条第2項）</p> <p>*2：災害にかかった都市施設を原形に復旧する（当該都市施設の従前の効用を復旧するための事業をすることを含む）ことを目的とする。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①道路の被害調査	都県 市区町村	○ 県道・市道等の都県や市区町村が管理する道路施設について、被害状況調査を行う。また、高速道路、国道等の国や道路公団が管理する施設に関する被害状況調査に協力する。
②道路に関する復旧・復興方針の決定	都県 市区町村	○ 被害状況や応急・復旧活動に必要な路線等の緊急性の検討、地域特性、関係公共施設関係者の意向等を勘案し、道路の復旧・復興方針を決定する。 ○ 特に震災前に都市計画決定されていた未整備の都市計画道路については、被災地の状況や市街化動向等を勘案し、幅員やルート・線形の変更も含めて再検討する。
③法制度等に基づく事業の実施 ・公共土木施設 災害復旧事業*1 ・都市施設 災害復旧事業*2	都県 市区町村	○ 原形復旧が決定された道路については、迅速かつ円滑な復旧事業を実施する。

事前対策
<p>○面的整備事業における住民との合意形成のあり方についての事前検討</p> <p>○都市基盤施設の整備計画に関する住民の意向の把握</p> <p>○都市計画道路等の都市基盤施設の整備構想・整備計画の住民への周知徹底</p> <p>○被害想定に基づく既存計画の位置づけに関する事前検討</p>

2 災害に強い交通ネットワークの構築		
(1) 都市計画道路（橋梁を含む）の整備		
内容	<p>都市計画道路については、渋滞等の従前の課題に対応するとともに、市街地・集落地の整備事業と調整しつつ、整備を進める。</p> <p>ただし、地域産業や市街地の状況等が震災後に変化し、都市構造に大きな影響を与えることとなったり、上位計画となる都県や広域の計画が変更された際は、都市計画道路の見直しを検討する。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①都市計画道路の整備推進・促進	都県 市区町村	<p>○ 市街地・集落地の被害状況や被災に伴う市街地等の整備事業と民間鉄道の復旧事業等との調整を行い、都市計画道路の整備を推進・促進する。</p> <p>整備事業例： <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業）（土地区画整理法） ・市街地再開発事業（都市再開発法） ・連続立体交差事業（道路整備緊急措置法） </p>
(2) 計画道路（橋梁を含む）の整備		
内容	<p>主要な計画道路の整備に関しては、道路の代替性の確保や、多様な交通手段が円滑に連結される交通ネットワークの構築等を考慮した上で、災害に強い交通ネットワークの構築を目指し、整備を進める。</p> <p>生活道路に関しては、市街地・集落地の整備に併せて、狭隘道路や行き止まり道路の改善など、道路環境の安全性・快適性の向上を図る。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①計画道路の整備	都県 市区町村	<p>○ 一般都県道、幹線市区町村道の整備に当たっては、国の行う高規格道路、幹線道路（一般国道、主要地方道）等との連結を考慮する。</p>
②災害に強い交通ネットワークの検討	都県 市区町村	<p>○ 都県や広域の道路整備計画との整合を図りながら、災害に強い交通ネットワークを目指し、格子状や放射状などの幹線道路網の形成を図るとともに、駅や主要施設等と連結する交通網の構築を検討する。</p>
③市街地・集落地と一体となった道路整備	都県 市区町村	<p>○ 被災した沿道の市街地・集落地と一体となった整備を行う。</p> <p>整備事業例： <ul style="list-style-type: none"> ・沿道区画整備型街路事業（道路整備緊急措置法） ・沿道再開発型街路事業（道路整備緊急措置法） ・沿道市街地整備促進街路事業（道路開発資金貸付要綱） </p>
事前対策		
<p>○被害想定に基づく既存計画の位置づけに関する事前検討</p> <p>○防災面から見た道路計画の見直し</p>		

2 災害に強い交通ネットワークの構築		
(3) 既存道路（橋梁を含む）の修繕		
内容	復旧や整備を行う道路に加えて、このような道路と連結する既存道路について耐震性の強化等の改修を行う。また、それ以外の既存道路についても、必要に応じて、耐震性の強化を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①既存道路の耐震性の強化	都県 市区町村	○ 道路の点検を行い、必要箇所については、耐震性の強化を図る。

事前対策		
(3) 既存道路の修繕 ○災害に強い交通ネットワークの構築		

3 より快適な道路・道路空間の整備		
(1) 道路・道路空間（橋梁を含む）の改善整備		
内容	各種の道路整備の際には、防災性の向上に加えて、市街地の道路・道路空間がより快適なものとなるように、「人にやさしい」、「地球にやさしい」視点を加えるとともに、地域の特性を生かすなど、個性ある道路環境の整備に努める。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①人にやさしい 道路整備	都県 市区町村	○ 市街地の道路整備の際には、高齢者や障害者等にとっても歩きやすくなるよう、歩道の拡幅や段差の解消等に配慮する。 施策例： ・コミュニティ道路の整備 ・歩道の整備（幅の広い歩道、段差の切り下げなど） ・遊歩道、自転車専用道路、緑道の整備 整備事業例： ・コミュニティ・ゾーン形成事業 （交通安全施設等整備事業 に関する緊急措置法） ・くらしのみちづくり事業（建設省）
②環境にやさしい 道路整備	都県 市区町村	○ 道路整備の際には、透水性補装の導入や沿道・法面の緑化等の推進を図り、環境に配慮した整備を行う。
③個性ある 快適な道路の整備	都県 市区町村	○ 道路整備に当たっては、個性ある道路環境の創造を図るため、沿道の修景に配慮する。 施策例： ・花壇や植樹帯の設置 ・ストリート・ファニチュア等の整備 ・案内板の設置 ・橋梁のデザイン化・アルコーブの設置 整備事業例： ・シンボルロード整備事業（道路整備緊急措置法） ・くらしのみちづくり事業（建設省）

事 例

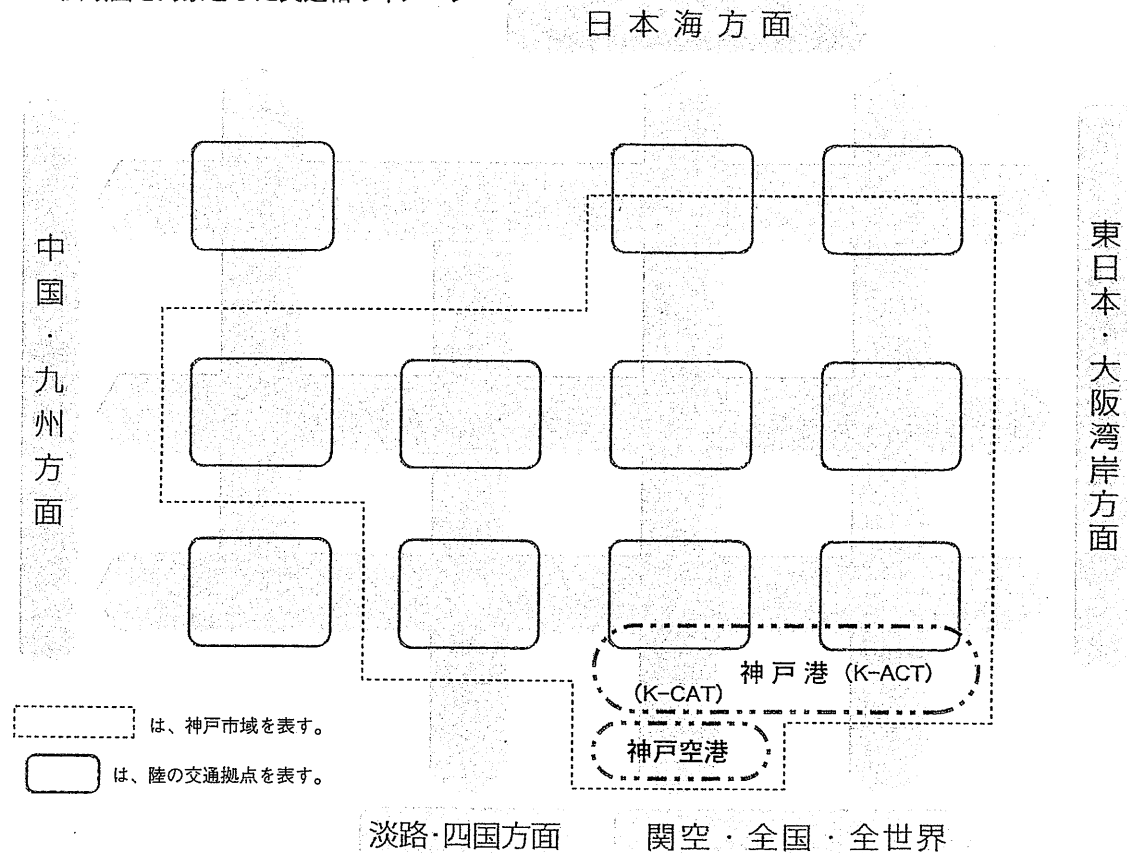
■災害に強い交通ネットワークの構築 ～阪神・淡路大震災～■

○復興計画の中での位置づけ

神戸市は、復興計画において道路整備に関する施策として、①道路の安全性・快適性の向上（コミュニティ道路、歩道の拡幅・設置等）、②道路のバリアフリー化（段差の切り下げ等）、③災害時における避難路としての機能、延焼を防止する防火帯としての機能等の役割を考慮した、格子状広域道路網・街路網の形成、を掲げている（目標別復興計画より）。

また、各施策のうち、市民生活や都市基盤の復旧・復興にとって緊急かつ重要な施策を「シンボルプロジェクト」として選定しているが、その17の施策のひとつに「多様性のある交通ネットワークの形成」が掲げられている。これは、災害時に確実に円滑な交通を確保するため、海・空・陸の複数の交通手段を活用し、多重かつ代替性のある交通ネットワークの形成を図ることを目的としたものである。

広域圏を対象とした交通軸のイメージ



○交通ネットワークに関する課題

阪神・淡路地域の道路交通網は、阪神高速道路神戸線・湾岸線、国道2号、国道43号といった東西方向の広域幹線道路が臨海部に集中しており、これらの幹線道路が震災によって不通となったため、東西方向の広域的なネットワークが分断された。これにより、神戸都心部から内陸部へのアクセスが弱まり、神戸都心部を孤立させてしまったため、ひいては関西全体の都市活動にも影響を及ぼしたという報告がある（黒田（1996）都市及び交通基盤の被災状況と復興、都市計画 NO.200-201）。したがって、緊急時の円滑な交通を確保するためには、代替性を高めるための格子状交通ネットワークの構築や幹線道路網の強化を検討する必要がある。

■道路整備計画の見直し ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災では、復興期の都市施設整備計画が住民の反対により取り消しや縮小となった例がある。例えば、東灘区森南地区では、新駅設置に伴う駅前広場と道路の拡幅が土地地区画整理事業に含まれていたが、住民の反対により、結果的に都市計画道路の17m道路を計画から削り、南北道路の一部を拡幅する修正案となっている。

このため、都市計画道路等の計画されている都市施設を震災後もそのまま復興計画に位置づけるのかどうか、すなわち既存の計画の扱いや復興期におけるその位置づけについて検討する必要がある。

2 公園・緑地の復興

趣 旨

都市において公園・緑地はうるおいのある緑の空間であるとともに、住民が遊び、憩い、集う交流の場として、必要不可欠なものである。また、阪神・淡路大震災においては、防災拠点としての役割を大いに果たしたことから、その重要性が認識されたところでもある。

このため、公園・緑地の復旧・復興を進めるとともに、災害に強い都市づくりの視点から、広域的、地域的な防災拠点としての位置づけについても検討しつつ、必要な処置を講じるものとする。

また、緑地は火災による延焼を防止する役割を持っていることから、道路や河川の緑化を進め、それらの緑地帯で防災拠点をつなぐことにより、避難経路の確保と市街地の防災性の向上を図る。

さらに、震災の記憶や教訓を風化させないため、また生活の再建を目指す住民の希望を支えるためにも、記念公園の設置を復興事業に位置づける。

施策の体系

- | | | |
|---------------|---|--|
| 1 公園・緑地の復旧・復興 | — | <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存公園の復旧・復興事業の推進 (2) 公園・緑地の体系的な整備 (3) 防災拠点としての公園施設の拡充・整備 (4) 震災の記憶や教訓を伝える公園の整備 |
|---------------|---|--|

1 公園・緑地の復旧・復興		
(1) 既存公園の復旧・復興事業の推進		
内容	被災後の近隣住民による避難所や資材置き場等としての利用状況を考慮しながら、被災した園内施設の修繕や堆積土砂の排除等の復旧事業を進める。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公園・緑地の被害状況の調査	都県 市区町村	○ 都県及び市区町村は、公園・緑地についての被害状況調査を行う。
②公園に関する復旧・復興方針の決定	都県 市区町村	○ 被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、地域特性や地域住民の意向を把握しつつ、復旧・復興の方針を決定する。 ○ 特に、震災前に都市計画決定されていた未整備の都市公園については、被災地の状況や市街地再建の方向等を勘案し、その規模や形態、機能の見直しを含めて再検討する。
③法制度に基づく復旧事業の実施・都市施設災害復旧事業	都県 市区町村	○ 原形復旧が決定された公園については、迅速かつ円滑な復旧事業を実施する。
(2) 公園・緑地の体系的な整備		
内容	被害状況や被災後の人口動向を踏まえ、公園の種別ごとの誘致圏域や防災拠点としての位置づけ等を考慮し、公園・緑地を体系的に整備する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①計画公園の整備	都県 市区町村	○ 都市計画決定されている公園の整備を進めるとともに、都市計画マスタープランや緑の基本計画等の構想公園の計画決定及び整備を図る。 * 被災後の市街地の状況等を踏まえ、必要に応じて計画公園、構想公園の計画変更を検討する。
②公園・緑地の新規整備	都県 市区町村	○ 安全で快適な住環境を目指し、面的整備事業等により、公園・緑地（緑道）を整備する。また、防災センターや福祉施設、医療施設等の公共公益施設と連携を図り、効率的な配置・整備を行う。

(3) 防災拠点としての公園施設の拡充・整備										
内容	防災拠点として既存の公園の拡充・整備を行うとともに、広域的・地域的な防災拠点となる公園の整備を行う。また、避難所となる公園間の避難路の確保や市街地の延焼防止を図るため、道路の緑化や河川沿いの親水公園の整備等により緑地帯・緑化帯を形成する。									
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等								
①既存公園の拡充・整備	都県 市区町村	<p>○ 各種の公園に備蓄倉庫、耐震性貯水槽、親水池、トイレ等の防災施設の拡充・整備を行う。また、遊具等の園内施設の耐震性を強化したり、緊急輸送の大型車両侵入に対応できるように入口部分を拡幅するなど、公園施設の改善も行う。</p> <p>整備事業例： ・防災公園事業（広域避難地としては面積が10ha以上の都市公園、一次避難地については面積が1ha以上の都市公園、緑道については幅員10m以上）（都市公園法）</p> <p>【公園の種別に応じた防災機能の拡充の例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園の種別</th> <th>導入を検討すべき防災機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市基幹公園</td> <td>広域の救援センター機能（ヘリポート、救援物資センター等）</td> </tr> <tr> <td>地区公園 近隣公園</td> <td>避難・救援機能（避難地、非常用トイレ、救援情報センター等）</td> </tr> <tr> <td>街区公園</td> <td>緊急避難機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：東京都都市復興マニュアル</p>	公園の種別	導入を検討すべき防災機能	都市基幹公園	広域の救援センター機能（ヘリポート、救援物資センター等）	地区公園 近隣公園	避難・救援機能（避難地、非常用トイレ、救援情報センター等）	街区公園	緊急避難機能
公園の種別	導入を検討すべき防災機能									
都市基幹公園	広域の救援センター機能（ヘリポート、救援物資センター等）									
地区公園 近隣公園	避難・救援機能（避難地、非常用トイレ、救援情報センター等）									
街区公園	緊急避難機能									
②防災拠点としての公園の新規整備	都県 市区町村	<p>○ 広域的・地域的な防災拠点が必要な地域においては、防災公園を整備する。</p> <p>* 広域避難場所となる公園については他の広域避難場所とのネットワークが4km以内、かつ実効避難距離が2km以内となるよう配置する。</p>								
③防災拠点としての公園のネットワーク化	都県 市区町村	<p>○ 防災拠点となっている公園とその他の公共施設、周辺地域を結ぶ路線、緊急輸送路となる広域幹線道路等の緑化を進める。</p> <p>○ 防災拠点を結ぶ各種の道路の緑化や、沿道の施設や住宅の耐震性・耐火性の向上及び緑化推進を図る。</p> <p>整備事業例： ・都市防災不燃化促進事業</p>								
④河川の親水公園整備	都県 市区町村	<p>○ 災害時の河川利用を考慮し、河川を活用した親水公園を整備するとともに、親水性護岸を取り入れる。</p>								

(4) 震災の記憶や教訓を伝える公園の整備		
内容	震災による犠牲者を慰霊し、震災の記憶や教訓を将来に伝えていくため、震災復興記念公園の整備について検討する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①震災復興記念公園の整備	都県 市区町村	○ 被災工場の移転後の空き地など、用地確保が可能な場合など、被災地の住民の広域的な利用に供する震災記念公園を整備する。

事前対策
(1) 既存公園の復旧・復興事業の推進 ○都市施設災害復旧事業による補助申請の手続きに関する事前確認（改良復旧の視点） (2) 防災拠点としての公園施設の拡充・整備 ○公園の整備計画の震災後の実現性に関する検討 ○公園整備計画に対する住民の意向の把握と合意形成のあり方に関する事前検討 ○防災拠点としての公園・緑地の整備

事 例

■公園の防災拠点としての整備 ～阪神・淡路大震災～■

○公園の震災関連利用と復興計画での位置づけ

阪神・淡路大震災における都市公園の利用状況を調べた調査（「大都市都市公園機能実態共同調査」（平成6年度）及び「兵庫県都市公園利用実態調査」）によると、神戸市内で調査した367の都市公園のうち48％に当たる176箇所が避難地や物資の配給拠点、ボランティア団体等の活動基地や駐屯地等として使用された。街区公園等の市街地の小規模な公園も、自宅の見える避難地として、また家財道具の一時保管場所等として活用された（「阪神大震災緊急調査報告書」平成7年6月、（社）日本造園学会）。

これらの状況を踏まえ、神戸市復興計画では、街区公園や近隣公園を地域防災拠点のひとつとして位置づけ、整備を図る方針を掲げている。

○公園整備についての課題

公園の規模によって果たす役割は異なるものの、災害時及び復興期には公園の持つ公共性により重要な要素となることから、災害時の様々な利用の視点から公園整備を見直す必要がある。具体的には、備蓄倉庫や水利設備、電気設備といった避難地としての機能の向上から、入口部分の拡幅や複数の入口の確保、延焼防止のための樹木の植栽など、防災拠点としての位置づけによる整備を図ることが重要となる。

■公園整備計画の見直し ～阪神・淡路大震災～■

○公園の整備計画の見直し

阪神・淡路大震災の際、都市計画決定された公園の規模が問題になり、住民等からの反対により、計画変更されたケースが多く見られた（加藤他（1996）震災復興計画における市街地像の形成過程その1・その2、日本建築学会大会学術講演梗概集）。これらのケースの全体的な傾向として、都市計画決定された大規模な公園よりも、分散した小規模なものがより望まれていたということである。

○公園整備に関する復興期の課題

復興期には、土地区画整理事業等によって公園整備が行われると考えられるが、その際、震災前の計画で整備や拡充が位置づけられていた公園について、震災後もそのままの規模や位置で整備することが妥当かどうか、また住民の合意は得られるかどうかなど、整備の実現性について、被害想定を踏まえながら検討する必要がある。

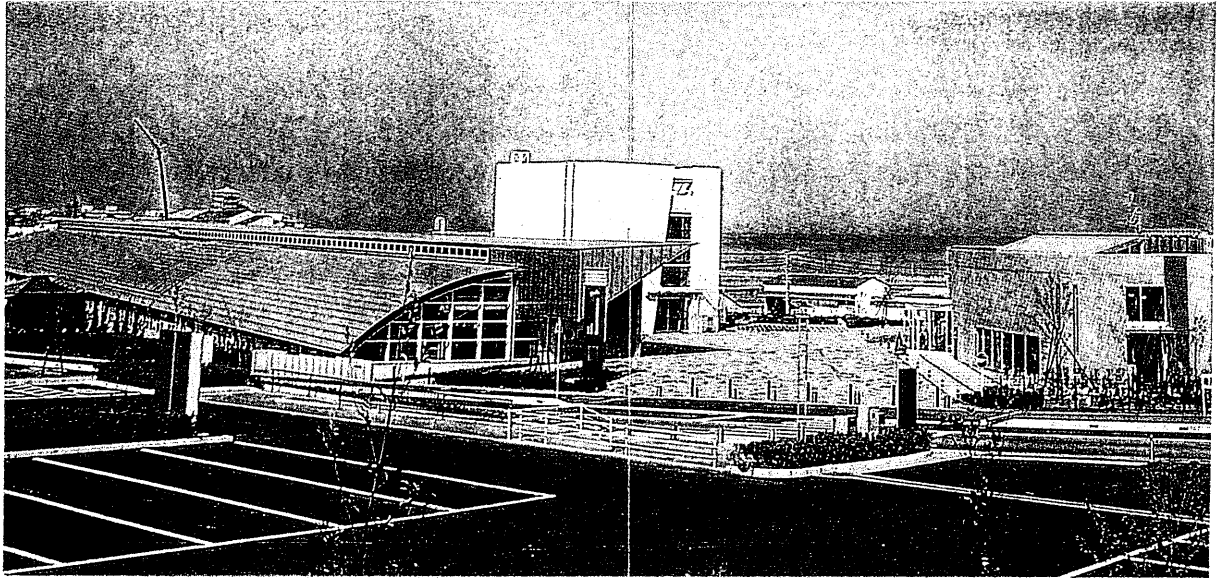
■親水公園の整備 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災では、断水下の非常用水として河川水が利用されたが、親水性護岸の整備されていない箇所では利用が困難であった（「阪神大震災緊急調査報告書」平成7年6月、（社）日本造園学会）。このため、神戸市復興計画では、河川緑地軸の形成を目指し、その一環として親水性護岸の整備を推進している。

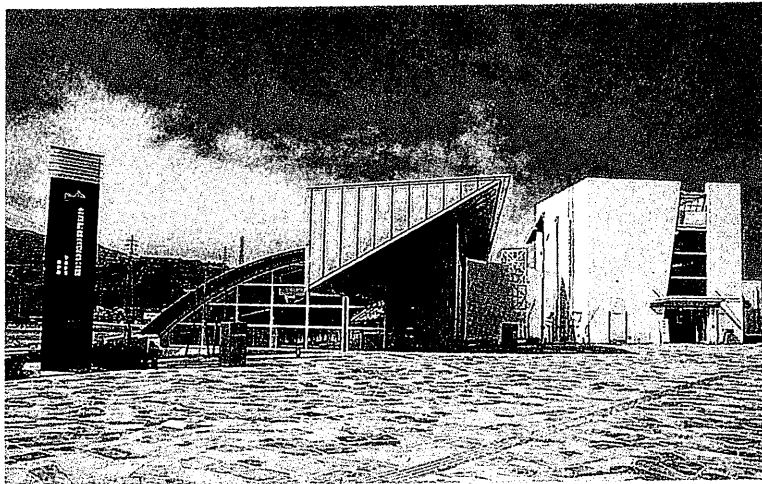
■震災の記憶や教訓を伝える公園の整備 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災の震源地となった北淡町では、地表に出現した野島断層を保存し、観察できるようにした断層保存館をはじめとする各種の施設からなる震災記念公園が整備されている。2000年には地震のメカニズムや防災について学ぶことができる地震科学館も完成する予定となっている。

北淡町震災記念公園



野島断層保存館



資料：「野島断層保存 北淡町震災記念公園」兵庫県企業庁都市整備局

3 物流基地・港湾・空港の復興

趣 旨

南関東地域には、特定重要港湾（外国貿易の増進上特に重要な港湾）である東京港、横浜港、川崎港、千葉港があり、数多くの物資がこれらの港湾を介して国内外に流通している。

また、国際空港でもある羽田空港と成田空港もあり、これらの空港においても、旅客のみならず数多くの物資が取り扱われている。さらに、これら以外にも数多くの物流基地もある。

これらの施設が震災によって被害を受けると、住民の生活や産業活動を支える物流機能が麻痺する恐れがある。

このため、物流機能の迅速な復旧を行うとともに、災害に強い物流基地や物流ネットワークの形成を目指し、諸施設の整備を進める。

施策の体系

- | | | | |
|---|---------------|-------------------|---------------------------|
| 1 | 港湾の復旧・復興と整備 | —————┐
└──┬──┘ | (1) 施設の復旧・復興
(2) 施設の整備 |
| 2 | 空港の復旧・復興と整備 | —————┐ | (1) 施設の復旧・復興 |
| 3 | 流通施設の復旧・復興と整備 | —————┐ | (1) 卸売市場の復旧・復興と整備 |

1 港湾の復旧・復興と整備		
(1) 施設の復旧・復興		
内容	港湾施設の迅速な復旧・復興を支援するとともに、港湾機能を維持するために、代替港の確保を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①港湾施設の被害調査	都県 港湾管理者	○ 都県及び市が港湾管理者となっている港湾施設の被害状況調査を行う。
②港湾施設の復旧事業の推進 ・公共土木施設 災害復旧事業	都県 港湾管理者	○ 公共土木施設災害復旧事業により、復旧を進める。また、復旧に当たっては、耐震性の強化等による改良復旧も行う。
③民有港湾施設の復旧・復興への支援	都県 港湾管理者	○ 企業の所有する倉庫、荷役機械の復旧を支援するため、金融機関に対して、低金利融資等を要請する。 資金例： ・災害復旧融資（日本開発銀行） ○ 復興基金により、企業等の所有する岸壁等の海岸保全施設を復旧・復興するための借入れ（日本開発銀行からの災害復旧融資）に対して、利子補給を行う。
④代替港湾の確保	都県 港湾管理者	○ 応急・復旧により、被災港湾施設が利用可能になるまでの暫定的な代替港湾を確保し、一時的に貨物を他港で処理するようにする。 ○ 代替港において、貨物の処理を進めるため、日曜荷役や手続き緩和等を関係団体に要請する。

事前対策
○港湾施設の耐震性の強化 ○港湾が被災した場合の代替港湾についての事前検討及び関係団体との事前協議

1 港湾の復旧・復興と整備		
(2) 施設の整備		
内容	港湾施設の被害状況や市街地の復興計画を踏まえ、港湾復興計画を策定し、災害に強い港湾の整備を進める。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①災害に強い港湾づくりの推進	都県 港湾管理者	<p>○ 国により、災害に強い港湾づくりが推進されており、基本的には被災時の港湾整備5ヵ年計画を推進する。ただし、被害状況や市街地の復興計画との調整から、港湾整備計画（港湾法）を見直し、新規港湾施設の整備や整備計画の変更を含む港湾復興計画の策定を行う。</p> <p>施策例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岸壁・港湾施設の耐震性の強化 ・埋立てによるターミナルの拡張 ・市街地復興計画との連携による救援物資受け入れ施設や、備蓄倉庫等の整備による防災拠点としての整備 ・災害時の緊急対応用係留施設の整備
②市街地の復興における港湾の歴史的資源の保全と活用	都県 市区町村	<p>○ 市街地の復興計画において、港湾の建物などの歴史的資源の保全とまちづくりへの活用を考慮する。</p> <p>施策例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水際線を活用した公園・緑地の整備 ・震災記念公園の整備 (港湾の歴史や震災の記録を公開するもの)
事前対策		
<p>○災害に強い港づくりの推進</p> <p>○災害に強い交通ネットワークの構築（特に臨港交通・橋架等）</p> <p>○海上及び河川を利用した水上輸送ルートの事前検討</p>		

2 空港の復旧・復興と整備		
(1) 施設の復旧・復興		
内容	<p>空港は物流の拠点でもあり、復旧・復興が遅れることにより地域経済ばかりでなく我が国全体の経済・物流にも大きな影響を与えることから、その早期復旧・復興を図る。</p> <p>特に、南関東地域には国が管理する第一種空港である羽田空港と、空港公団が管理する第一種空港である成田空港の二大空港が位置していることから、その早期復旧・復興を図る。</p>	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①空港施設の被害調査	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都が管理する第三種空港については、都が中心となって被害状況の調査を行う。 ○ 国や空港公団の管理する第一種空港については、被害状況の調査に協力するとともに、被害状況を把握する。
②空港施設の復旧・復興対策方針の決定	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況や他の物流基地の被害状況等を勘案し、復旧・復興対策の方針を決定する。 ○ 災害発生以前に作成されている空港整備五ヵ年計画での空港整備事業については、前倒しも含めて早期整備を検討する。
③空港施設の復旧・復興	都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都が管理する第三種空港については、復旧・復興対策方針にしたがい、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。 ○ 施設の復旧・復興に際しては、耐震性の向上等を図る。

事前対策

- 既存計画の震災後の位置づけに関する事前検討
- 空港施設の耐震性の向上

3 流通施設の復旧・復興と整備		
(1) 卸売市場の復旧・復興と整備		
内容	公共卸売市場の復旧・復興を進めるとともに、復旧作業が長期化する場合は流通機能を維持するために仮設卸売市場を設置する。また、既存の計画にある卸売市場の整備や道路交通網の整備、市街地整備等に併せて、地域産業の振興を図り、新規の卸売市場を整備する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公共卸売市場の復旧・復興	都県 市区町村	○ 国・都県の補助により、施設の復旧・復興事業を進める。 整備事業例： ・中央・地方卸売市場施設整備事業（農林水産省） ・都県の施設整備事業
②仮設卸売市場の設置	都県 市区町村	○ 用地を確保する（現卸売市場の敷地内もしくはその周辺の用地）。 ○ 仮設卸売市場を設置する。
③計画卸売市場の整備	都県 市区町村	○ 卸売市場整備計画（卸売市場法）による施設の近代化や改良など、施設の整備を進める。 施策例： ・食品の品質保持施設の更新・整備 ・物流施設の整備 ・情報化対応の設備の整備 ・卸売事業者の資質向上のための研修施設の整備
④新規卸売市場の整備	都県 市区町村	○ 道路交通網の整備状況や市街化動向により、新たな卸売市場が必要となった場合は、卸売市場整備計画を策定し、整備する。

事前対策
○卸売市場の耐震・耐火化の促進 ○仮設卸売市場の建設可能用地の検討

事 例

■民有の海岸保全施設の復旧・復興 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災復興基金により、民有の海岸保全施設の復旧・復興のための資金借入れに対して、当面5年間、1%の利子補給を行った。

■震災の記憶を伝える港湾の整備 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災の際、神戸市は、大きな被害を受けたメリケン波止場の一部を被災したままの状態で保全し、神戸港の被災状況や復興の過程を広く後世に伝えることを目的として、神戸震災メモリアルパークの整備を行った。

■卸売市場の復興 ～平成10年8月福島県豪雨～■

白河・公設地方卸売市場は、平成10年8月の豪雨により被害を受けた。このため、農林水産省の地方卸売市場施設整備事業と県の園芸蚕糸振興事業（卸売市場施設整備）による補助を受けて、約2億7,600万円をかけて卸売市場の復旧・復興工事が行われた。

■港湾関連施設の整備 ～阪神・淡路大震災～■

神戸市復興計画では、港湾における防災拠点及び防災支援施設の整備を位置づけ、物流空間としての整備・再開発のみならず、親水空間としての役割をも重視した再開発を掲げている。
また神戸市は、復興計画の一翼を担う計画として、震災前の「神戸港復興計画」をもとに、「重点整備による早期復興」「災害に強い防災港湾づくり」「市街地の復興との調和」を加えた新たな神戸港復興計画を策定し、港湾関連施設の整備を図っている。

4 産業施設等の復興

趣 旨

商工業の産業施設は、多くの住民にとって就業の場であり、経済的基盤となっているため、その早期再建は被災者の生活再建にとって不可欠である。これらの施設については、被災した事業主が自力で事業再開を行うことが基本とされているが、資産を失った中小企業は、資金面で再建が困難な状況におかれるものが多いと考えられる。また、農林水産業の産業施設は、農林漁業の生産及び関連する製造業等の産業を支えている。

このため、被災者の生活復興と地域の産業復興を目指し、被災者の就業の場と事業者の事業の場の確保を支援する。

施策の体系

- | | |
|------------|---|
| 1 事業の場の確保 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置 (2) 共同仮設工場・店舗設置団体への支援 (3) 民間賃貸工場の情報提供とあっ旋 (4) 事業用地の情報提供とあっ旋 (5) 代替生産施設の整備 |
| 2 施設再建への支援 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所再建のための資金融資 (2) 農林水産業施設再建のための資金融資 |
| 3 施設の復興 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 商工業施設の復興 (2) 農林水産業施設の復興 |

1 事業の場の確保		
(1) 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置		
内容	事業所・工場の被災により事業再開が困難となっている事業者に、一時的な事業の場を提供するため、賃貸型の共同仮設工場・店舗を整備する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①賃貸型共同仮設工場・店舗の設置	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の被害状況調査や業界団体等の意見をもとに、国と協議を行い、その設置について検討する。 資金例： <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業高度化資金 ○ 必要となる用地を確保する。 ○ 設置計画を策定する。 ○ 整備を進める。 ○ 入居者の募集・選考・管理を行う。
(2) 共同仮設工場・店舗設置団体への支援		
内容	共同仮設工場・店舗を設置しようとする事業組合等の団体に対して、計画策定や資金に関する支援を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①共同仮設工場・店舗設置団体への指導	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同仮設工場・店舗を設置しようとする団体に対して、計画策定や資金について総合的な指導を行う支援チームを設置する。 * 支援チームの構成 中小企業事業団、都県、市区町村、商 工会・商工会議所、中小企業振興公社等から人員を集める。人員が不足する場合は、他の自治体に応援を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置について周知するとともに、各種の団体からの派遣要請に基づき、指導を行う。
②設置費用に対する支援	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基金を創設し、共同仮設工場・店舗を設置する団体に対して、資金を融資する。 ○ 中小企業高度化資金（中小企業事業団）の活用を促進するとともに、貸付条件等の特例措置を実施する。

事前対策

(2) 共同仮設工場・店舗設置団体への支援

- 共同仮設工場・店舗等を設置する団体に対して指導を行う支援チームの編成及びその活動内容等に関する事前検討

1 事業の場の確保		
(3) 民間賃貸工場・店舗の情報提供とあつ旋		
内容	被災した事業者に対し、民間の賃貸工場・店舗に関する情報を提供する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①物件情報の収集	都県 市区町村	○ 業界団体やマスコミ等に対して、物件情報の提供を依頼し、情報を収集する。
②物件情報の提供	都県 市区町村	○ 各種の相談所や業界団体等に情報リストを配布し、事業者へ情報提供を行う。
(4) 事業用地の情報提供とあつ旋		
内容	移転を伴う工場・事業所・店舗の再建を希望する事業者に対して、移転可能な事業用地に関する情報提供を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①事業用地の情報収集	都県 市区町村	○ 工業団地等の工業地の空き状況を把握するとともに、業界団体やマスコミ等に対して、事業用地の情報の提供を依頼し、情報を収集する。
②事業用地の情報の提供	都県 市区町村	○ 各種の相談所や業界団体等にリストを配布し、事業者へ情報提供を行う。
(5) 代替生産施設の整備		
内容	被災した農林水産業者に、生産施設の再建までの間に必要な代替施設を提供する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①代替農地の確保と提供	都県 市区町村	○ 被害状況や農業者等の要望から必要量を把握し、農地の確保及び被災農業者への貸付を行う。
②農林水産業施設の提供	都県 市区町村	○ 共同施設や園芸農業施設、生産物加工共同施設等の代替施設を整備し、農林水産業者や関連団体への貸付を行う。

事前対策

- (4) 事業用地の情報提供とあつ旋
- 用地利用に関する資料の作成
 - 自治体間の用地調整の方法と調整機関に関する事前協議
 - 農地等の活用方策及び補償に関する関係団体等との事前協議

2 施設再建への支援		
(1) 事業所再建のための資金融資		
内容	国等が行う各種の産業施設の再建費用への助成・資金融資制度に対して、特例措置等を要請するとともに、それらに関する情報提供を行い、相談に対応するなど、その活用を促進する。さらに、地方公共団体や基金による助成制度・融資制度を設立する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①各種資金融資制度の活用促進	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災事業者の調査及び要望を取りまとめ、国等の資金融資制度の条件緩和等の特例措置及びその要請を行う。 ○ 各種の融資制度について情報提供を行い、相談に応じる。 施策例： <ul style="list-style-type: none"> ・各種の助成・資金融資制度についての説明会の開催 資金例： <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業災害復旧貸付制度（中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融公庫） ・高度化資金（中小企業事業団）（商店街近代化事業、情報化共同事業、施設集団化事業等） ・商業基盤施設整備事業（都県）
②融資制度の設立	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の産業施設の修理・修繕及び施設の高度化への対応のための資金の融資制度を設立する。 資金例： <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害復旧資金
(2) 農林水産業施設再建のための資金融資		
内容	国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成・資金融資制度に対して、特例措置等を要請するとともに、それらに関する情報提供を行い、相談に対応するなど、その活用を促進し、施設の復旧、改良復旧を促進する。さらに、地方公共団体や基金による助成制度・融資制度を設立する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①法制度に基づく復旧・復興事業の促進 ・災害復旧事業	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく農林水産業の施設の各種の災害復旧事業を促進する。また、可能な限り改良復旧を行うよう要請する。
	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・都県等が行う各種の農林水産業施設の再建のための資金融資制度に関して、情報提供を行い、相談等に応じる。 資金例： <ul style="list-style-type: none"> ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく融資 ・農林漁業金融復旧融資（農林漁業金融公庫法） ・自作農維持資金（自作農維持資金融通法）
②融資制度の設立	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業の産業施設の修理・修繕及び施設の高度化への対応のための資金の融資制度を設立する。

3 施設の復興		
(1) 商工業施設の復興		
内容	地域生活に密着した商店街の復興は、周辺地域の住民の生活の復興にもつながることから、街路事業や市街地整備事業と併せて、迅速な復興とより魅力ある商業地としての整備を行う。また、住工混在地域等における工業施設についても、より快適な操業・就業施設となるよう、集約化等を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①商店街の復興	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業基盤施設整備事業（商業者団体への商業基盤施設新設事業に対する助成）、共同施設高度化への融資、街並み・まちづくり総合支援事業などの事業を適用し、被災した商店街の復興を図る。 ○ 中小小売店舗の被災が大きい場合は、仮設共同店舗を設置するなどして店舗の共同化を図る。
②工業施設の集約化	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住工混在地域等での工業施設の被災が大きい場合、ミニ工業団地や工場アパートを整備し、工業施設の集約化・共同化を図る。 ○ 工業施設の復興に際しては、緑化面積の比率を設定するなどして緑化を促進する。
(2) 農林水産業施設の復興		
内容	農林水産業施設・設備の近代化や高度化のための事業を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①施設・設備の近代化・高度化	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業の産業施設の修理・修繕に当たっては、資金融資制度を設立し、施設の近代化・高度化を図る。 * 資金融資制度の設立に関しては、「2 施設再建への支援：(2) 農林水産業施設再建のための資金融資」に準ずる。 <p>施策例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り扱い・加工等を行う機械・設備の近代化・高度化 ・ 流通施設の近代化 ・ 情報化対応施設の整備

事前対策

- 2 (2) 農林水産業施設再建のための資金融資
 - 各種助成・融資制度の設立に関する手続きの確認
- 3 (1) 商工業施設の復興
 - 仮設共同店舗の建設可能用地の検討
 - ミニ工業団地や工場アパート等の建設可能性の検討
 - 商店街の復興支援策の事前検討

事 例

■中小企業に対する融資 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災により事業所の建物が罹災し、事業活動に支障が生じている中小企業者を支援するため、兵庫県と神戸市は、緊急災害復旧資金を創設し、罹災証明を受けた中小企業者に対して、融資を行うとともに、震災復興基金により利子補給を行った（詳細は「第3章 雇用・産業の復興」を参照）。

■商工業施設の復興 ～阪神・淡路大震災／雲仙普賢岳噴火災害～■

○仮設店舗の設置支援等

阪神・淡路大震災の際、中小小売店舗の再建に当たり、既往債務や担保不足から資金融資を受けられなかったり、借地借家契約による権利関係の問題が発生するケースが多く見られた。

これらの問題に対し、仮設店舗設置支援や仮設共同店舗の設置などの措置がとられた。仮設店舗の設置に当たっては、災害復旧高度化事業（無利子融資）、阪神・淡路大震災にかかる貸工場貸店舗設置事業（自治体等が設置する場合の融資）、事業協同組合等施設災害復旧費補助（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律適用から外れる商店街振興組合を対象とした補助）、商店街・小売市場共同仮設店舗設置補助（商店街・小売市場団体が設置する場合の復興基金補助）等の支援策が講じられた。

また、このほかにも、市町、商工会、商工会議所、県、中小企業事業団による商店街・小売市場復興支援チームの派遣、アーケード等の商業基盤施設の復興支援、小売商業支援センターの小売商業活性化アドバイザーの増員・派遣等が実施された（「第3章 雇用・産業の復興」参照）。

雲仙普賢岳噴火災害の際にも、事業共同組合等の商業者団体を対象とした仮設店舗設置補助が行われたほか、県による地域産業対策資金（雲仙岳噴火災害対策特別貸付）、雲仙岳噴火災害中小企業移転対策資金による資金融資及び利子補給等が行われた。また、政府系中小企業金融機関においても、災害復旧貸付や特別融資等が行われている。

一方、阪神・淡路大震災の際の工業施設の復興に当たっては、中小工場の事業再開支援策として金融支援と仮設工場の建設を中心に実施されたが、被害が大きかった地域においては、建築基準法第84条（被災市街地における建築制限）の地区指定により、建築活動が震災直後から2か月間制限されるとともに、市街地開発事業等の都市計画決定により、建築活動が制限された。

○商工業の復興に当たっての課題

阪神・淡路大震災の際には仮設店舗設置の支援策が講じられたが、これは商店街振興組合等の団体が設置する仮設店舗への補助のみであり、自治体による公的なものは、商店主からの要望が少なかったため、設置されなかった。また、商店街振興組合により仮設共同店舗が建設されても、周辺の消費人口の減少等により、経営が成り立たないケースも見られた。

雲仙普賢岳噴火災害の際にも、商業者や市町村からの要望が少なかったため、自治体による仮設共同店舗がほとんど設置されなかった。

しかし、商業者団体に加入していない商店主も多くいることから、公的な仮設共同店舗の建設についても検討する必要がある。

阪神・淡路大震災の際の工業施設の復興に当たっては、仮設工場の建設も行われたが、建設場所によっては従前の地域で形成されていた取引ネットワークが生かせず、取引に支障をきたしたり、仮設といえども工場認可が必要であるため、かなりの耐用年数を持つものとなるなどの問題も発生している。このため、仮設工場の建設や本格的な工場アパート等の建設、ミニ工業団地の整備など、事業場の再開をいかに支援していくかが課題となる。

また、阪神・淡路大震災の際には、建築基準法による建築制限や市街地開発事業等の都市計画決定による建築活動の制限等により、これらの被災地に立地する事業所は現地での本格再建ができなかった。また現地に仮設の工場を建設しようとしても、薬品の備蓄等に対する制限等により許可されないなどの問題が発生しており、他地域における仮設的あるいは恒久的な事業の場の確保や制度の弾力的な運用等が課題となっている。

5 ライフライン施設の復興

趣 旨

上下水道、電気、都市ガスといったライフラインは、住民の日常生活や、都市活動に不可欠な施設である。震災によりこれらの機能が停止してしまうと、救援活動、医療活動に大きな支障が生じ、住民の生命が危険にさらされることとなる。また、ライフラインの復旧・復興事業の長期化は、住民の生活復興や産業復興の大きな足かせとなる。

このため、早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など、ライフライン施設の防災性の向上に努める。

施策の体系

- | | | | |
|---|------------------|-------|------------------|
| 1 | 施設の早期復旧・復興 | ————— | (1) 復旧・復興事業の推進 |
| 2 | 災害に強いライフライン施設の整備 | ├── | (1) 共同溝の整備 |
| | | ├── | (2) 電線の地中化 |
| | | ├── | (3) 施設の耐震性の強化 |
| | | ├── | (4) 上水道の拡充整備 |
| | | ├── | (5) 下水道の整備推進 |
| | | └── | (6) 廃棄物の適正な処理の推進 |

1 施設の早期復旧・復興		
(1) 復旧・復興事業の推進		
内容	ライフライン機能を回復するために、施設の早期復旧・復興を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①復旧・復興事業の推進 公共土木災害復旧事業（下水道）	都県 市区町村	○ 被害状況や応急・復旧活動に必要な施設など、緊急性を考慮して、優先的に整備するライフラインの幹線等の施設を選出し、復旧・復興事業を行う。 なお、電気、電話、都市ガス施設については、民間事業者が整備を進めるが、被害調査等の情報を共有し、民間の復旧・復興事業との調整を行い、効率的に整備を行う。

事前対策
○ライフラインの復旧・復興の円滑化に関する民間事業者との事前協議 ○ライフラインの被害状況に関する情報の共有化方策の検討

2 災害に強いライフライン施設の整備		
(1) 共同溝の整備		
内容	ライフライン幹線の共同溝を整備する。	
実施項目	実施担当	実現に当たっての手順等
①共同溝の整備	都県 市区町村	○ 電話、電気、都市ガス、上下水道等の各種のライフラインの幹線を共同溝に整備する。 整備事業例： ・共同溝整備事業（共同溝の整備等に関する特別措置法）
(2) 電線の地中化		
内容	道路交通の円滑化と景観の整備に加え、災害時の安全性及び道路空間の確保のため、電線類の地中化を図る必要性が高い道路の区間において、道路の地下に電線を共同して収容する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①電線の共同溝の整備	都県 市区町村 （電力・通信事業者）	○ 街路事業等の道路整備に併せて、電線の共同溝を整備する。 整備事業例： ・身近なまちづくり支援街路事業（道路整備緊急措置法） ・商店街活性化街路事業（道路整備緊急措置法） ・電線共同溝整備事業（光ファイバー、電力線等の共同溝）（道路開発資金及び日本開発銀行の低利融資制度）
(3) 施設の耐震性の強化		
内容	災害による被害を未然に防ぐため、各ライフライン施設の耐震性を強化する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①耐震性の強化	都県 市区町村	○ 上下水道等の地方公共団体が管理する幹線や処理施設の耐震性を強化する。 ○ 電気、都市ガス、通信等の民間事業者に対しては、施設の耐震性の強化を要請する。
事前対策		
(3) 施設の耐震性の強化 ○各種ライフライン施設の耐震性の強化		

2 災害に強いライフライン施設の整備		
(4) 上水道の拡充整備		
内容	災害時の生活用水、工業用水を確保するため、管路や施設の耐震化を進めるとともに、貯水槽や大容量送水管を整備する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①施設の耐震化	市区町村 (水道企業)	○ 一般水道、工業用水道の幹線や施設の耐震性を強化する。
②貯水槽の整備	市区町村 (水道企業)	○ 住民の飲料水を貯水する貯水槽を整備する。また、給水タンク車による応急給水基地として大容量の貯水槽も整備する。
③大容量の送水管の設置	市区町村 (水道企業)	○ 水需要の大きい市街地において、貯水機能を持ち、かつ各種の送水系統の中核となる大容量の送水管を設置する。
(5) 下水道の整備推進		
内容	下水道施設については、復旧・復興事業の長期化により衛生上・環境上の問題が発生する恐れがあることから、他のライフライン施設と同様、施設の耐震性の強化を進めるとともに、緊急時の機能停止を避けるため、処理場間のネットワーク化を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①下水道幹線のネットワーク化	都県 市区町村	○ 各汚水処理場を幹線で結び、災害時に処理機能が支障をきたした場合は、他の処理場で汚水処理を行い、当該施設の処理地域の下水処理に対応できるようにする。
②下水道の整備推進	都県 市区町村	○ 下水道整備が完了していない地域の下水道整備を推進する。その際には、市街地整備事業や被災後の市街化の状況を考慮し、整備を進める。
③雨水貯留施設の整備	都県 市区町村	○ 雨水を防災用水として活用できるようにするため、下水道の雨水幹線から雨水を貯留する地下施設を整備し、地上で利用できるよう消火栓や親水性のあるせせらぎ（用水路）などを整備する。

2 災害に強いライフライン施設の整備		
(6) 廃棄物の適正な処理の推進		
内容	震災によって発生したごみ処理への対応のために、最終処分場を確保するとともに、廃棄物処理の施設を整備し、最終処分場の延命化を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①最終処分場の確保	都県 市区町村	○ 新たな最終処分場を確保する。
②再生処理施設の整備	都県 市区町村	○ リサイクルセンターを整備する。
③ごみ焼却施設の 拡充・整備	都県 市区町村	○ 施設の耐震化を進めるとともに、人口動向、市街地整備 の状況に併せて、計画的に施設の整備を進める。

事 例
<p>■ライフライン幹線の整備 ～阪神・淡路大震災～■ 阪神・淡路大震災の際、電力・都市ガスとも共同溝や専用洞道に収容された幹線部分の被害はほとんどなかったが、建物への引き込み部分や浅層の地下埋設配管の損傷は大きかった。</p> <p>■電線類の地中化の推進 ～阪神・淡路大震災～■ 阪神・淡路大震災の際、架空方式の電柱類は倒壊し、緊急輸送や消防活動、通行の障害となり、また地下に埋設されていた電線類は、車道・歩道の損壊により損傷を受けている。 神戸市復興計画では、防災上の安全性の向上と都市景観への配慮より、電線類の地中化の推進を掲げている。しかし、道路の損壊により地中化された電線が損傷を受けた場合、その復旧には相当な時間を要するという問題点が指摘されている。</p>

6 がれき処理

趣 旨

民間の建物の倒壊や損壊建物の解体等により発生したがれきは、原則としてその所有者の責任において処理されることとなっている。しかし、被災により所有者が速やかに処理することのできないがれきが放置されることによって、復旧活動や都市機能の復興の支障となったり、有害物質の処理が適切に行われないことにより環境問題が発生する恐れがある。

このため、震災後には、がれき処理の取り扱いについての方針を示し、処理計画を策定する。

施策の体系

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | がれきの処理 | — | <ul style="list-style-type: none"> (1) がれき処理体制の確立 (2) がれきの処理方針・計画の策定 (3) がれきの処理の推進 |
|---|--------|---|---|

1 がれきの処理		
(1) がれき処理体制の確立		
内容	がれきが適正かつ円滑に処理されるよう、都県及び市区町村間の連携により、個々のがれき処理事業間の調整を行う体制を整える。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①がれき処理対策本部の設置	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村は、災害対策本部の下に、がれき処理を総合的に管理・推進する「がれき処理対策本部」を設置する。 ○ 都県は、市区町村間のがれき処理の調整を行うため、「がれき処理推進協議会」を設置する。
(2) がれきの処理方針・計画の策定		
内容	震災後のがれきの発生量に応じて、がれきの処理方針等を定める。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①がれき処理方針・計画の策定	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害によるがれきの発生量を把握するとともに、倒壊家屋等の解体撤去方針を決定し、がれき処理計画を策定する。 ○ がれき処理計画の策定に当たり、がれきの仮置場や運搬経路、最終処分場を決定する。
(3) がれき処理の推進		
内容	がれき処理計画での決定に基づき、がれきの仮置場を設置し、最終処分場へのがれきの輸送効率を向上するとともに、再利用によりがれきの減量化に努める。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①がれきの仮置場設置	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ がれきの仮置場を設置する。
②がれき搬送ルートの確保	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の地方公共団体や民間運搬業者に応援を求めるとともに、道路・交通施設の被害状況から、陸上・海上輸送ルートによるがれき搬送ルートを確保する。
③新規最終処分場の整備	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の最終処分場の容量を越える場合は、行政区域外での処分を検討するとともに、新たな最終処分場を整備する。
④再利用の推進	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、中間処理場を設置し、災害廃棄物の分別や可燃物の焼却を行う。 ○ 金属、コンクリート片、木材の再利用に努める。 ○ 住宅等の解体現場において分別を徹底し、仮置場に収集する。

事前対策

- がれき処理の方針についての事前検討と地域防災計画での位置づけ
- がれきの仮置場、最終処分場等の可能用地の事前検討

事例

■がれきの処理 ～阪神・淡路大震災～■

○がれき処理についての特例措置

阪神・淡路大震災では、国や個人、中小企業の損壊建物等の解体について、特例的に廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の災害廃棄物処理事業として、所有者の承諾のもとに市町村事業として実施し、公費負担（国庫補助 1/2）の対象とした。この公費負担の決定を受け、1月29日から、倒壊家屋等の処理の受付が開始され、翌30日には一万件に達している。

これらのがれきの処理を円滑に進めるため、2月3日には4省庁連絡会議（厚生・運輸・建設・警察）・国・県・市町の関係機関、各鉄道会社、その他関係団体により構成された「災害廃棄物処理推進協議会」が発足し、搬送ルートから適正な処分までの具体的な処理計画の策定が検討された。2月28日には、復興委員会（国の復興対策本部の諮問委員会）から、がれき等の撤去・倒壊家屋の処理に関する提言（8項目）が発表され、収集されたコンクリート等は、破碎処理した上で港湾整備事業・埋め立て事業に資材として活用することが明記された。そして4月14日に、「兵庫県災害廃棄物処理計画」が策定された。

最終処分場として、1月19日には阪神間の不燃物がフェニックス埋立地で処分されることが決定すると同時に、企業庁生穂地区埋立地への受け入れを要請した。その結果、1月24日より尼崎市、伊丹市、芦屋市からのフェニックス埋立地への搬入が開始され、同26日より一宮町、東浦町、西淡町のがれき搬入が開始している。2月24日には、兵庫県は、解体した廃棄物の仮置き場のための用地として、被災地全体で46箇所、合計面積125万㎡を確保している。

神戸市では、被災地全体での災害廃棄物の約半数を占めることから、解体作業に取り組むまでに時間を要し、3月に入ってからようやく解体作業が進みだしたが、リサイクル処分の必要から膨大な手作業を必要とする分別作業が伴ったため、仮置場が完全にパンクし、神戸市及び阪神間では、非常手段として野焼きが行われた。

○がれき処理計画の策定に関する課題

阪神・淡路大震災の際には、それまで所有者の責任において行うこととされていた解体についても廃棄物として公費により市町が行うことが決定したことを受け、解体の申請が殺到し、決定より2日の間に一万件に達している。この膨大なニーズに対し、搬送ルート、仮置場・最終処分場の確保、処理計画の確立が遅れたことが、大量のがれき放置を生み、結果的に復旧作業の妨げとなった。また一方では、がれき処理が公費負担となったことから、壊さなくてもよい住宅までが壊され、結果として住宅復興が立ち遅れたという指摘もある。

倒壊した家屋の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理も市町村が行うとされている。この場合、がれき処理計画において、がれき処理の優先順位の決定方針、家屋の解体の申し出の受付日、解体撤去の標準単価等を定める必要がある。

第2章 住宅の復興

1 応急住宅対策

趣 旨

震災によって住宅に被害を受け、一時的に応急的な住宅に居住せざるを得ない被災者に対する住宅対策として、一時提供住宅及び応急仮設住宅の供給を図るとともに、被災住宅の応急修理・補修に対する支援を図る。

施策の体系

- | | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 応急的な住宅の必要戸数の算出 | (1) 応急的な住宅の必要戸数の算出 |
| 2 | 応急的な住宅の供給可能戸数の算出 | (1) 一時提供住宅の供給可能戸数の算出
(2) 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出 |
| 3 | 応急的な住宅の供給戸数の決定 | (1) 応急的な住宅の供給計画の策定 |
| 4 | 一時提供住宅の供給 | (1) 一時提供住宅の確保
(2) 入居者の募集・選定
(3) 入居者の管理 |
| 5 | 応急仮設住宅の供給 | (1) 建設可能用地の確保
(2) 応急仮設住宅等の建設
(3) 入居者の募集・選定
(4) 入居者の管理
(5) 応急仮設住宅等の撤去 |
| 6 | 応急的な住宅から恒久的な住宅への
住み替え支援 | (1) 応急的な住宅から恒久的な住宅への
住み替え支援 |

1 応急的な住宅の必要戸数の算出		
(1) 応急的な住宅の必要戸数の算出		
内容	震災発生直後において住宅被害戸数の把握し、応急的な住宅（応急仮設住宅・一時提供住宅）の必要戸数（概算）を算出する。また、住宅被害戸数の詳細把握のための調査を実施し、応急的な住宅の必要戸数を補正・決定する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①住宅被害戸数の概況把握	都県 市区町村 公社公団	○ 災害対策本部で収集される住宅被害情報や応急危険度判定調査の結果等から、震災直後における住宅被害戸数の概況を把握する。 * 住宅被害戸数の詳細把握に当たっては、被害程度、地域、住宅の所有関係、世帯形態等が分かるようにする。
②応急的な住宅の必要戸数（概算）の算出	都県 市区町村	○ ①に基づき応急的な住宅の必要戸数（概算）を算出する。 * 地域別、世帯状況別（高齢者・障害者の有無、世帯収入等）の必要戸数（概算）を把握する。
③住宅被害戸数の詳細把握（概算補正のための調査）	都県 市区町村 公社公団	○ 住宅被害戸数の詳細把握のための調査を実施する。 * 住宅被害戸数の詳細把握に当たっては、被害程度、地域、住宅の所有関係、世帯形態等が分かるようにする。
④応急的な住宅の必要戸数の算出（補正・決定）	都県 市区町村	○ ③に基づき、応急的な住宅の必要戸数を補正・決定する。 * 地域別、世帯状況別（高齢者・障害者の有無、世帯収入等）の必要戸数を把握する。
事前対策		
○住宅被害戸数の概況把握及び詳細把握の際に使用する調査票の作成 ○応急的な住宅の必要戸数の算出方法案の作成 ○GISの整備及び活用方策の検討		

2 応急的な住宅の供給可能戸数の算出

(1) 一時提供住宅の供給可能戸数の算出

内容	公共賃貸住宅等の空家状況を把握し、一時提供住宅の供給可能戸数を算出する。
----	--------------------------------------

実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①一時提供住宅の供給可能戸数の把握	都県	○ 都県の公共賃貸住宅（公営住宅・特定優良賃貸住宅）の空家状況を把握する。 * 当該区域内での空家不足や被災市区町村の地理的条件等から隣接県の市区町村の一時提供住宅に入居した方が被災者の肉体的・精神的負担が少ない場合もあることから、都県は近隣県に所在する公共賃貸住宅の空家状況についても把握する。
	市区町村	○ 市区町村の公共賃貸住宅（公営住宅・特定優良賃貸住宅）の空家状況を把握する。
	公社・公団	○ 公団・公社賃貸住宅の空家状況を把握する。
	都県 市区町村	○ 民間賃貸住宅の空家状況に関する情報提供を関係団体に要請する。
	都県 市区町村	○ 上記より、供給可能住宅リストを作成する。

* 空家状況の把握に当たっては、住宅管理者、立地場所、入居可能世帯、入居期間、入居制限等を把握する。

②一時提供住宅の供給可能戸数の算出	都県 市区町村	○ ①に基づき、一時提供住宅の供給可能戸数を算出する。 * 地域別、世帯形態別（高齢者・障害者の有無も含む）の供給可能戸数を算出する。
-------------------	------------	--

* 「平成9年度 東海地震等からの事前復興計画策定調査報告書」（平成10年3月）では、一時提供住宅の供給可能戸数について以下の算出方法を示している。

$$\begin{aligned} \text{（公営住宅への一時入居）} &= \text{現在の公営住宅の空家数} \times \\ &\quad \text{（1 - 被害想定焼失・流出率 - 全壊（大破）半壊（中破）率）} \\ \text{（借上げ民間賃貸住宅への一時入居）} &= \text{現在の民間賃貸住宅の空家数} \times \\ &\quad \text{（1 - 被害想定焼失・流出率 - 全壊（大破）半壊（中破）率）} \end{aligned}$$

事前対策

- 一時提供住宅として供給可能な住宅リストの作成及び更新
- 他の住宅管理者における供給可能な住宅の把握に使用する調査票案の作成
- 一時提供住宅の供給可能戸数の算出方法案の作成

2 応急的な住宅の供給可能戸数の算出		
(2) 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出		
内容	応急仮設住宅の建設可能用地の把握調査及び関係団体への資機材等の状況確認を行い、応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①建設可能用地の整理	都県 市区町村	○ 応急仮設住宅の建設可能用地を整理する。 * 応急仮設住宅の建設は公共空地及び協定締結済みの民有地を基本とする。 * 建設可能用地の選定に当たっては、所在地、所有関係、敷地面積、建造物面積、応急仮設住宅建設可能面積、道路、給排水施設、電気・通信施設、ガス供給施設等の整備状況等を把握する。
②建設可能用地の被害状況の調査及び使用可能用地の選定	都県 市区町村	○ 応急仮設住宅の建設可能用地の被害状況を調査する。 ○ 応急仮設住宅の建設可能用地のうち、使用できる用地を整理する。 * 被害調査に当たっては、地盤亀裂の有無、建造物被害の有無、道路、給排水施設、電気・通信施設、ガス供給施設等の被害状況等を把握する。
<p>* 「平成9年度 東海地震等からの事前復興計画策定調査報告書」（平成10年3月）では、応急仮設住宅の供給可能戸数について以下の算出方法を示している。 (オープンスペースに建設できる戸数) = オープンスペース面積 ÷ (60~100) これは、厚生省事務次官通知では応急仮設住宅の1戸当たり基準面積(建築面積)は29.7㎡であることから用地面積はその概ね2倍(59.4㎡)と考えられ、また住宅・都市整備公団が作成した応急仮設住宅の配置計画の手引きでは、応急仮設住宅1戸当たり面積を100㎡としていることによる。</p>		
③建設資機材・労力の把握	都県 市区町村	○ プレハブ建築協会等の関係団体に、応急仮設住宅の建設資機材の状況(建設資材の在庫状況や生産見込量、運搬車輛の確保等)や労働力の状況(建設業者のあつ旋見込)を確認する。 * 労働力が不足する場合も想定し、地域の建設会社、工務店への工事発注についても考慮する。
④応急仮設住宅の供給可能戸数の算出	都県 市区町村	○ ②③に基づき、応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。 * 地域別、世帯形態別(高齢者・障害者の有無も含む)の供給可能戸数を把握する。
事前対策		
<p>○建設可能用地リストの作成及び更新 ○建設可能用地の被害状況調査票案の作成 ○建設可能用地の選定基準案の作成 ○応急仮設住宅の供給可能戸数の算出方法案の作成 ○地域の建設会社・工務店リストの作成 ○GISの整備及び活用方策の検討</p>		

3 応急的な住宅の供給戸数の決定		
(1) 応急的な住宅の供給計画の策定		
内容	応急的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の算出結果に基づき、応急的な住宅の供給戸数を決定し、供給計画を策定する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①一時提供住宅の供給戸数の決定	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時提供住宅の供給戸数については、都県が市区町村との調整を図った上で決定する。 * 南関東地域の都市部においては、応急仮設住宅の建設用地が不足することから、一時提供住宅の供給を優先的に行う方法が考えられる。
②応急仮設住宅の供給戸数の決定	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の設置戸数については、都県が災害救助法適用の市区町村との調整を図った上で決定する。 * 災害救助法により応急仮設住宅の設置戸数は全壊・全焼、流出世帯の合計数の3割以内（厚生大臣の承認を受ければ設置戸数の引き上げも可）とされているため、応急的な住宅の必要戸数の算出結果の3割以内を応急仮設住宅の供給戸数とする。 * 市区町村ごとに3割以内で応急仮設住宅を供給することが不合理と判断される場合は、災害救助法適用の市区町村全体の3割の範囲内で、市区町村間で供給戸数の融通を図ることが可能である。 * 高齢者・障害者世帯向け住戸や単身・夫婦のみ世帯向け住戸、ファミリー向け住戸などの住戸形式については、プレハブ建築協会と早期に協議し、円滑に供給できるようにする。
③応急的な住宅の供給計画の策定	都県 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急的な住宅の供給計画を策定する。 （一時提供住宅の供給計画／応急仮設住宅の建設計画） * 一時提供住宅及び応急仮設住宅の供給に当たっては、被災者の従前居住地内又は近接した場所とするよう努める。また、団地内のソーシャルミックスや高齢者・障害者等の利用に配慮する。 * 供給計画については、計画期間、計画対象地域、一時提供住宅・応急仮設住宅の供給方針及び地域別、世帯形態別（高齢者・障害者の有無を含む）供給戸数を示す。 * 必要に応じて、応急仮設住宅における集会所等の設置について示す。また、応急仮設住宅入居者の移動手段を確保するため、臨時バス路線の設置についても検討・提示する。

事前対策

- 応急的な住宅（一時提供住宅・応急仮設住宅）の供給戸数の算出方法案の作成
- 応急仮設住宅の建設基準案の作成

4 一時提供住宅の供給		
(1) 一時提供住宅の確保		
内容	一時提供住宅を確実に確保するため、住宅管理者に対して一時提供住宅として供給可能な住宅の利用の可否等の再確認を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①一時提供住宅の利用の再確認 (公共賃貸住宅)	都県 市区町村	○ 応急的な住宅の供給可能戸数の算出で集約した、一時提供住宅として供給可能な住宅について、住宅管理者に利用の可否等を再確認する。
②民間賃貸住宅の借上げ	都県 市区町村	○ 民間賃貸住宅の借上げ基準等を作成する。 ○ 民間賃貸住宅を借上げるための所定の手続きを行う。 * 公共賃貸住宅の空家不足等の理由から一時提供住宅の供給が困難な場合において民間賃貸住宅を借上げる。
(2) 入居者の募集・選定		
内容	一時提供住宅の入居者の選定基準の作成及び一元的な募集窓口の設置を図り、入居者の募集及び選定を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①入居者の選定基準の作成	都県 市区町村	○ 市区町村及び都県の公共賃貸住宅(公営住宅・特定優良賃貸住宅)を一時提供住宅として利用する場合の入居者の選定基準を作成する。 ○ 借上げ住宅(民間賃貸住宅の借上げ)の入居者の選定基準を作成する。
	公社・公団	○ 都県及び市区町村との調整協議の上、入居者の選定基準を作成する。
②一時提供住宅の募集計画の策定	都県 市区町村 公社・公団	○ 一時提供住宅の募集計画を策定する。
③一時提供住宅の募集窓口の設置	都県 市区町村 公社・公団	○ 一時提供住宅の募集を一元的に実施する窓口を設置する。
④入居者の募集	都県 市区町村 公社・公団	○ 広報及びマスコミ等により、募集情報を提供する。
⑤入居者の選定	都県 市区町村 公社・公団	○ 選定事務及び入居手続事務を行う(各住宅管理者)。

4 一時提供住宅の供給		
(3) 入居者の管理		
内容	一時提供住宅の入居者の管理及び相談への対応を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①入居者名簿の作成	都県 市区町村 公社・公団	○ 入居者名簿を作成する。
②入居者の管理	都県 市区町村 公社・公団	○ 入居管理事務を行う。 * 一時提供住宅入居者に対する各種福祉サービスの供給を図る（特に高齢者・障害者、乳幼児、児童対策）。
③応急仮設住宅 入居者の相談対応	都県 市区町村	○ 一時提供住宅入居者の生活再建に相談等に対応するため、巡回相談の実施等を行う。

事前対策
(1) 一次提供住宅の確保 ○民間賃貸住宅の借上げ基準案の作成 ○自力で一時提供住宅を確保した場合の措置 (2) 入居者の募集・選定 ○入居者の選定基準案の作成 (3) 入居者の管理 ○入居者名簿案の作成

5 応急仮設住宅の供給		
(1) 建設可能用地の確保		
内容	各種応急・復旧対策と調整を図りながら、応急仮設住宅の建設用地を確保する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公共用地の確保	都県 市区町村	○ 各種応急・復旧対策の調整を図り、応急仮設住宅の建設用地とする公共用地を確保する。
②協定民間用地の確保	都県 市区町村	○ 協定締結済みの民間用地の使用について、所有者に使用の確認をする。 ○ 使用のための所定の手続きを行う。 * 応急仮設住宅の建設用地の確保に当たって、公共用地及び協定民間用地のみで不足が生じる場合は、協定民間用地以外の用地について調査を実施し、借地契約を締結する。
(2) 応急仮設住宅等の建設		
内容	応急的な住宅の供給計画に基づき応急仮設住宅を建設する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①応急仮設住宅等の建設及び工事監理	都県 市区町村	○ プレハブ建築協会等の関係団体に応急仮設住宅の建設を依頼する。 ○ 所定の契約手続きを行う。 ○ 工事監理を行う。 ○ 必要に応じて、集会所等を設置する。
②応急仮設住宅の維持管理	都県 市区町村	○ 関係団体と保守契約を締結する。
事前対策		
(1) 建設可能用地の確保 ○民間用地の協定内容の作成 ○民間用地の事前協定締結		

5 応急仮設住宅の供給		
(3) 入居者の募集・選定		
内容	応急仮設住宅の入居者の選定基準の作成及び一元的な募集窓口の設置を図り、入居者の募集及び選定を行う。入居者の選定に当たっては、従前居住地からの距離や応急仮設住宅団地におけるソーシャルミックスにも配慮する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①入居者の選定基準の作成	都県 市区町村	○ 入居者の選定基準を作成する。 * 入居者の選定に当たっては、応急仮設住宅団地のソーシャルミックスに配慮する。
②応急仮設住宅の募集計画の策定	都県 市区町村	○ 応急仮設住宅の募集計画を策定する。
③応急仮設住宅の募集窓口の設置	都県 市区町村	○ 応急仮設住宅の募集窓口を設置する。
④入居者の募集	都県 市区町村	○ 広報及びマスコミ等により、募集情報を提供する。
⑤入居者の選定	都県 市区町村	○ 選定事務及び入居手続事務を行う。
(4) 入居者の管理		
内容	応急仮設住宅入居者の管理及び相談への対応を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①入居者名簿の作成	都県 市区町村	○ 入居者名簿を作成する。
②入居者の管理	都県 市区町村	○ 入居者管理事務を行う。 ○ 入居者の健康管理、生活指導等を行う。 * 応急仮設住宅入居者に対する各種福祉サービスの供給を図る（特に高齢者・障害者、乳幼児、児童対策）。
③応急仮設住宅入居者の相談対応	都県 市区町村	○ 応急仮設住宅入居者の生活再建に相談等に対応するため、巡回相談の実施もしくは仮設相談所の開設を行う。 ○ 応急仮設住宅入居者の実態調査等を実施する。
事前対策		
(3) 入居者の募集・選定 ○入居者の選定基準案の作成		(4) 入居者の管理 ○入居者名簿案の作成 ○使用期限超過時の入居者の取り扱い

5 応急仮設住宅の供給		
(5) 応急仮設住宅等の撤去		
内容	入居者の退去に伴う応急仮設住宅の撤去を行う。応急仮設住宅の屋内外設備・資材は、できる限り再利用等に努めることにより、廃棄物の排出を抑制する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①応急仮設住宅の撤去	都県 市区町村	○ 業者に応急仮設住宅の撤去を依頼する。 ○ 撤去に当たっては、屋内外設備・資材の再利用に努める。

6 応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援		
(1) 応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援		
内容	応急的な住宅に居住する被災者が恒久的な住宅に移行できるよう支援する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①住み替え情報の提供及び相談対応	都県 市区町村 公社・公団	○ 巡回相談や仮設相談所、住宅相談所等の各種相談所において、関係団体等と連携協力を図りながら、公共賃貸住宅・民間賃貸住宅の募集情報や民間住宅等物件情報等を提供するとともに、被災者の相談に対応する。
②自力再建が困難な者に対する住み替え支援	都県 市区町村 公社・公団	○ 自力再建が困難な者に対する公共賃貸住宅の入居、民間賃貸住宅への入居あっ旋等を行う。

事 例

■一時提供住宅の供給 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災では、県営住宅や公社・公団住宅の空家や県外の公営住宅が一時提供住宅として供給された。これに加え、神戸市では市営住宅の提供も行った。また、独自の借上げ方式による一時提供住宅として、兵庫県では国の支援を得て、民間賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げ、健康面で不安の大きい高齢者や障害者等を中心に供給した。さらに、兵庫県では、震災後まもなく兵庫県商工会議所連合会等を通じて、被災者受入可能な企業社宅や保養所などの情報収集を行い、県内外28企業から433戸の提供の申し出があり、被災地から近い社宅から入居が進んだ。

このほか、民間賃貸住宅の提供の申し出もあったが、内容調査等の余裕がない等の理由から、行政から被災者にはあつ旋しなかった。

■一時提供住宅の募集方法 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災での一時提供住宅の募集方法は、各被災市町が実施する応急仮設住宅の募集と併せて実施された。

兵庫県では、1月26日に全国の公営住宅等の一時入居をあつ旋するために、大阪市内に建設省支援の「被災者用公営住宅等あつ旋支援センター」を設置し、全国の公営住宅等の空家状況を取りまとめ、作成した全国公営住宅等のリストを避難所等に配布して入居希望を募った。兵庫県内の公営住宅の空家については、県が窓口となり、公的住宅の空家リストを作成し、神戸市以外の被災市町に対して一律に割り振った。

■一時入居から正式入居への移行 ～阪神・淡路大震災～■

兵庫県では、一時使用期限が経過した後も引き続き現住宅に正式入居を希望する者に対して入居を認めた。正式入居の資格は、従前に居住していた住宅が、罹災証明書により全壊・全焼又は半壊・半焼であることが証明でき、かつ現に一時使用住宅へ入居していることが証明できる場合であり、一時的に公営住宅に入居できたとしても、罹災証明書がなければ、継続して入居はできなくなった。正式入居ができるのは、一時使用許可期限が満了した日の翌日からであり、住戸ごとに定められている家賃の3か月分の敷金と家賃を納付することが必要とされ、共益費の負担、自治会活動への参加が義務づけられた。

■応急仮設住宅建設用地の確保 ～阪神・淡路大震災～■

○応急仮設住宅建設用地の確保対策

阪神・淡路大震災では、膨大な数の応急仮設住宅を早急に建設する必要があったため、公有地だけではなく民有地にも応急仮設住宅が建設された。底地箇所数は634箇所であり、そのうち民有地等は86箇所であった。応急仮設住宅の用地確保は関係市町が対応し、神戸市以外は原則として、地元市内に用地を確保することとした。

神戸市の場合、原則1.市街化区域、2.公有地、3.有効面積は概ね1,000㎡以上、4.上下水道完備、5.道路状況良好、6.大規模造成不要、7.無償、8.借用期間限定なしを選定条件とし、これに当てはまる用地を仮設住宅の建設用地とした。しかし、都市直下の地震であったため、被災地（都市部）に応急仮設住宅を建設できる用地は少ない状況であった。

○応急仮設住宅建設用地確保の課題

阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅建設用地としての民有地の申し出が149件（電話対応は300件以上）、面積146haに達した。しかし、特に個人所有地については、広さや借地期間等の問題があり、ほとんど利用できなかったため、会社等が所有する比較的規模の大きい用地が借用されることになった。民有地の借用方法に関して、兵庫県は、原則無償で交渉したが、期間延長に当たっては有償の問題が発生した。

*阪神・淡路大震災では、厚生省が民有地のうち被災者の土地については優先入居等の不公平を生じるおそれがあるという見解を出した。

■応急仮設住宅の供給 ～阪神・淡路大震災～■

○応急仮設住宅の建設戸数の算出

阪神・淡路大震災では、避難所に避難している約30万人を、1世帯当たり3人として10万世帯を母数とし、1月23日の避難所緊急パトロール隊によるアンケート調査から得られた全壊・半壊7割(a)、自力住宅確保可能1割(b)をそれぞれ乗じて差し引きし(6万人)、このうち半数は一時提供住宅で対応することとしたため、応急仮設住宅の必要戸数は3万戸とされた。しかし、遠隔地等における公営住宅への入居希望は少なく入居者が12,000人程度にとどまったことや、再度避難所での聞き取り調査を行った結果、最終的に応急仮設住宅の建設戸数を48,300戸とした。

○応急仮設住宅の規模

阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の1戸当たりの敷地面積は80㎡/戸程度であった。効率の良い用地で60～70㎡/戸程度、効率の悪い用地で100㎡/戸以上が必要であった。

○応急仮設住宅の施工

阪神・淡路大震災での応急仮設住宅の建設工期は平均32.43日、1日当たり建設戸数は245.9戸/日であった。応急仮設住宅の建設に従事した作業員数は、1戸当たり7.4人日/戸であった。

○応急仮設住宅の住戸タイプ

阪神・淡路大震災で供給された応急仮設住宅の住戸タイプは、2Kタイプ(全地域)が38,992戸、1Kタイプ(神戸市のみ)が6,919戸、高齢者・障害者向け地域型(神戸市、芦屋市、尼崎市、西宮市、宝塚市)が1,885戸、地域型(神戸市のみ)が504戸であった。

- ・2K・・・従来からのタイプで、8坪の標準型がほとんどである。
ユニットバスで、便所は水洗。6畳と4.5畳の和室と台所。
- ・1K・・・単身者用で、台所と6畳の和室。
- ・高齢者・障害者向け地域型・・・浴室、台所、便所は共用、廊下をはさんで居室が並ぶ形式。
バリアフリー、緊急ブザーの設置、障害者仕様の便所等。
- ・地域型・・・2階建て6畳又は4.5畳の1部屋、便所、浴室、台所は共用。

○高齢者・障害者向け地域型仮設住宅の建設

高齢者・障害者向けの応急仮設住宅として、高齢者・障害者向け地域型仮設住宅が建設された。この仮設住宅は、身体的・精神的に虚弱の状態にある高齢者・障害者等とその家族を対象に、従前の居住地から近い地域での生活を基本にした仮設住宅で、住宅のバリアフリー化や生活支援サービスの提供等が行われている。通常の仮設住宅と同様に、災害救助法を根拠とするものである。高齢者・障害者向け仮設住宅には、I類型(グループホームケア事業型)とII類型(生活援助員派遣型)がある。

○輸入仮設住宅の発注・建設

輸入仮設住宅にはパネル式とユニット式があり、ユニット式は据えつけが2日間で行うことが可能であり、工期短縮の面で評価できるものである。

阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の発注は第10次まで行われたが、このうち第4次と第6次発注では輸入仮設住宅が発注された。第4次発注分では建設省から各国大使館に協力要請を行い、対応のあった2社、第6次発注分では兵庫県の公募により決定された9社によりそれぞれ建設された。発注先は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、韓国であった。

○応急仮設住宅の供給の課題

阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅の生産を行った工場の7割以上で資材不足があったということである。そのために、ユニットバスの設置が間に合わない状況もあった。

輸入仮設住宅については、輸送コストが航空機の場合国内輸送の5～8倍、船便の場合国内輸送の1.5倍程度要した。また、輸入仮設住宅の建設にあたっては、輸入元の会社から技術者が派遣されたものの、外国人が日本で工事業務に携わる場合はビザの問題があることから、施工はほとんどの場合日本の業者が行った。輸入元の会社からの施工関係者はボランティアで従事するという形式で対処した。

■仮設住宅におけるコミュニティの育成 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅に入居する高齢者等に対する心身のケアを行うとともにコミュニティの形成やボランティア活動の拠点となる場として、ふれあいセンターを設置した。ふれあいセンターは、50戸以上の仮設住宅地に設置され、新規に建設するほかに近隣の既存施設や仮設住宅の空室を活用した。

■応急仮設住宅の入居募集 ～阪神・淡路大震災～■

○応急仮設住宅の募集方法

阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の入居募集は、被災市町が当該地域の住民を対象に行った。神戸市では、第一次募集では全被災者を対象とし、登録制をとった。第二次募集では、国・県の指導により、弱者優先とし、第一次の登録者以外に追加者を募集した。第三次募集からはこの登録制を廃止し、その都度の応募制に切り替えた。

○応急仮設住宅の入居募集の課題

神戸市では、募集事務を厚生部門（民生部）20人とボランティア10人程度で実施したが、それでもマンパワーが不足し、第一次募集の段階では住宅局が応援した。また、罹災証明書の発行に時間がかかる等の理由もあり入居資格確認にかなりの時間を要した。

■応急仮設住宅の入居選定 ～阪神・淡路大震災～■

○応急仮設住宅の入居者の選定基準

阪神・淡路大震災における応急仮設住宅への入居対象者については、国の指導もあり、兵庫県が社会的弱者を優先する旨の取扱方針を定め、各市町に通知した。取扱方針で定める入居対象者の優先順位は、第1順位として老人世帯、心身障害者世帯、母子世帯、第2順位として高齢者（65歳以上）を含む世帯、多子（18歳未満の子ども3人以上）世帯等である。

○応急仮設住宅の入居選定の課題

弱者優先の選定基準としたため、高齢者や障害者のみの仮設住宅団地が出現するとともに、一般住民からは不公平感による苦情が多く聞かれた。

■応急仮設住宅の管理 ～阪神・淡路大震災～■

○応急仮設住宅の改造改修

応急仮設住宅は原則として冷暖房機の設置は認められていないが、阪神・淡路大震災では特例により、高齢者世帯や障害者世帯を対象に約26,000戸の応急仮設住宅にクーラーが設置された。クーラーの設置は、1台につき89,610円（消費税込み）を上限に、関係市町が設置し、総額で約22億円を要した。兵庫県では、応急仮設住宅の環境整備として、スロープや手すり、踏み台等の設置や雨水排水対策を関係市町を通じて実施したため、経費の総額は約36億円を要したが、これは応急仮設住宅建設経費の枠のなかで対応し、国庫負担は結果として経費の約85%に達した。

○応急仮設住宅の管理の問題

兵庫県によると、仮設住宅の管理体制が確立されていなかったため、管理経費の捻出、管理人員の確保に加え、入居者からの苦情への対応といった管理方法において様々な問題が発生したということである。

■応急仮設住宅における相談業務 ～阪神・淡路大震災～■

兵庫県は、神戸市、尼崎市、芦屋市、西宮市など被害が甚大な地域を対象に巡回相談事業を実施した。これは、応急仮設住宅地における自治組織等の設置による団地内コミュニティの設立を支援することを目的に、仮設住宅地の地域の実情等を考慮した支援策を講じるもので、平成8年1月10日より開始されたものである。

また、応急仮設住宅での生活が長期化する中で、被災者の生活再建に向けた総合的な相談対応や支援を行うために、ふれあいセンター等を活動拠点として訪問指導を行う生活支援アドバイザー制度が創設された。内容は恒久住宅確保や生活支援のための情報提供、相談・支援、関係機関（福祉、保健、就業等）との連絡調整、ボランティアとの連絡等であった。

2 恒久住宅対策

趣 旨

自力での住宅の取得・再建等が困難な者に対する公営住宅の供給を図るとともに、特定優良賃貸住宅や公社・公団住宅（分譲・賃貸）、民間住宅（分譲・賃貸）の供給促進を図る。

また、自力再建を支援するための資金面での支援や住まい・まちづくり活動に対する支援、各種情報の提供や相談への対応等を行う。震災によって住宅に被害を受け、一時的に応急的な住宅に居住せざるを得ない被災者に対する住宅対策として、一時提供住宅及び応急仮設住宅の供給を図るとともに、被災住宅の応急修理・補修に対する支援を図る。

施策の体系

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 恒久的な住宅の必要戸数の算出 | (1) 恒久的な住宅の必要戸数の算出 |
| 2 | 恒久的な住宅の供給可能戸数の算出 | (1) 恒久的な住宅の供給可能戸数の算出 |
| 3 | 恒久的な住宅の供給戸数の算出 | (1) 恒久的な住宅の供給計画の策定 |
| 4 | 公共賃貸住宅の供給 | (1) 公営住宅の新規建設・建替え、
借上げ・買取り
(2) 特定優良賃貸住宅の供給促進
(3) 公社・公団住宅の供給促進
(4) 民間住宅の供給促進
(5) 入居者の募集・選定 |
| 5 | 公営住宅の補修・補強 | (1) 公営住宅の補修・補強 |
| 6 | 自力再建の支援 | (1) 住宅の取得・再建等に対する支援
(2) 既存不適格建築物対策 |

1 恒久的な住宅の必要戸数の算出		
(1) 恒久的な住宅の必要戸数の算出		
内容	震災発生直後においては、住宅被害戸数の把握し、恒久的な住宅の必要戸数（概算）を算出する。また、住宅被害戸数の詳細把握のための調査により、恒久的な住宅の必要戸数を補正・決定する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①住宅被害戸数の概況把握	都県 市区町村 公社・公団	○ 災害対策本部で収集される住宅被害情報や応急危険度判定調査の結果等から、震災直後における住宅被害戸数の概況を把握する。 ○ 公営住宅等の被災状況の調査を行う。 * 住宅被害戸数の詳細把握に当たっては、被害程度、地域、住宅の所有関係、世帯形態等が分かるようにする。
②恒久的な住宅の必要戸数（概算）の算出	都県 市区町村	○ ①に基づき恒久的な住宅の必要戸数（概算）を算出する。 * 地域別、世帯状況別（高齢者・障害者の有無、世帯収入等）の必要戸数（概算）を把握する。
③住宅被害戸数の詳細把握（概算補正のための調査）	都県 市区町村 公社・公団	○ 住宅被害戸数の詳細把握のための調査を実施する。 ○ 公営住宅等の被災状況の調査を行う。 * 住宅被害戸数の詳細把握に当たっては、被害程度、地域、住宅の所有関係、世帯形態等が分かるようにする。
④恒久的な住宅の必要戸数の算出（補正・決定）	都県 市区町村	○ ③に基づき、恒久的な住宅の必要戸数を補正・決定する。 * 地域別、世帯状況別（高齢者・障害者の有無、世帯収入等）の必要戸数を把握する。

事前対策	
○恒久的な住宅の必要戸数の算出方法案の作成 ○公営住宅等の被災状況調査の調査票案の作成 ○撤去、補修・補強の基準案の作成 ○GISの整備及び活用方策の検討	

2 恒久的な住宅の供給可能戸数の算出		
(1) 恒久的な住宅の供給可能戸数の算出		
内容	恒久的な住宅の供給可能戸数を算出する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公営住宅の新規建設による供給可能戸数の算出	都県 市区町村	○ 新規建設可能用地を把握する。 ○ 新規建設による供給可能戸数を算出する。 * 応急仮設住宅の建設可能用地の把握時に公営住宅の新規建設可能用地も把握する。また、建設可能用地の被害状況等の調査も行う。
②公営住宅の建替えによる供給可能戸数の算出	都県 市区町村	○ 建替えによる供給可能戸数を算出する。 * 補修・補強による現状維持戸数も把握する。
③公社・公団住宅の新規建設・建替えによる供給可能戸数の算出	公社・公団	○ 公社・公団の賃貸住宅・分譲住宅の新規建設による供給可能戸数を算出する。 ○ 公社・公団の賃貸住宅の建替えによる供給可能戸数を算出する。 * 補修・補強による現状維持戸数も把握する。
④民間賃貸住宅の借上げ等による供給可能戸数の算出	都県 市区町村	○ 応急的な住宅の供給可能戸数の算出で収集した民間賃貸住宅の情報に基づき、借上げ等による供給可能戸数を算出する。
⑤民間住宅（分譲・賃貸）の供給可能戸数の算出	都県 市区町村	○ 関係団体等に、民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の新規建設による供給可能戸数等を確認する。
⑥建設資機材・労力の把握	都県 市区町村	○ 関係団体等に、公営住宅等の新規建設、建替え、補修等の建設資機材の状況（建設資材の在庫状況や生産見込量、運搬車輛の確保等）や労働力の状況（建設業者のあつ旋見込）を確認する。
⑦供給可能戸数の算出	都県 市区町村	○ ①～⑥により、公共賃貸住宅の供給可能戸数を算出する。

事前対策

○恒久的な住宅の供給可能戸数の算出方法案の作成

3 恒久的な住宅の供給戸数の算出		
(1) 恒久的な住宅の供給計画の策定		
内容	恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の算出結果に基づき、恒久的な住宅の供給戸数を決定し、供給計画を策定する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①恒久的な住宅の供給戸数の決定	都県 市区町村	○ 恒久的な住宅の供給戸数を決定する。 * 都市計画事業との連携を図りながら恒久的な住宅の供給戸数を決定する。
②恒久的な住宅の供給計画の策定	都県 市区町村	○ 恒久的な住宅の供給計画を策定する。 * 都県営・市区町村営住宅、特定優良賃貸住宅、公社・公団住宅（分譲・賃貸）、民間住宅（分譲・賃貸）等の供給方針、地域別、世帯形態別の供給戸数、計画期間等を示す。 * 公営住宅等においては、高齢者・障害者世帯向け住戸や単身・夫婦のみ世帯向け住戸、ファミリー向け住戸等の住戸形式、高齢者・障害者等への配慮、ソーシャルミックスへの配慮を図る。 * 公営住宅団地等における集会所等の設置についても示す。 * 公営住宅等の家賃の設定についても示す。

事前対策
○恒久的な住宅の供給戸数の算出方法案の作成 ○家賃設定案の作成

4 公共賃貸住宅の供給		
(1) 公営住宅の新規建設・建替え、借上げ・買取り		
内容	恒久的な住宅の供給計画に基づき、公営住宅の新規建設及び建替え、借上・買取公営住宅の供給を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公営住宅の新規建設	都県 市区町村	○ 恒久的な住宅の供給計画に基づき、公営住宅の新規建設を行うため、平常時と同様に、所定の手続きを行う。 * 震災前からの公営住宅建設計画については前倒しを行う。 * 新たに公営住宅を建設する場合は、用地の選定・確保を行う。
②公営住宅の建替え	都県 市区町村	○ 恒久的な住宅の供給計画に基づき、公営住宅の建替えを行うため、平常時と同様に、所定の手続きを行う。
③借上げ・買取り 公営住宅の供給	都県 市区町村	○ 恒久的な住宅の供給計画に基づき、借上・買取公営住宅を供給するため、平常時と同様に、所定の手続きを行う。
(2) 特定優良賃貸住宅の供給促進		
内容	恒久的な住宅の供給計画に基づき、特定優良賃貸住宅の供給を図るため、土地所有者等に対する制度の普及を図る。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①経営者の募集	都県 市区町村	○ 広報及びマスコミ等により、経営者の募集を行う。
(3) 公社・公団住宅の供給促進		
内容	恒久的な住宅の供給計画に基づき、公社・公団住宅の供給を図るため、公社・公団による良質な賃貸・分譲住宅の供給を促進する。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①公社・公団住宅の供給促進	公社・公団	○ 公社・公団に、良質な賃貸住宅の供給を要請する。

事前対策

- (1) 公営住宅の新規建設・建替え、借上げ・買取り
- 公営住宅の建設基準案の作成
 - 借上・買取公営住宅の認定基準案の作成
 - 建替えの場合の一時入居、住み替え方策案の作成

4 公共賃貸住宅の供給		
(4) 民間住宅の供給促進		
内容	恒久的な住宅の供給計画に基づき、良質な民間住宅の供給を図るため、関係団体への協力要請を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①関係団体への協力要請	都県 市区町村	○ 関係団体に、良質な住宅の供給を要請する。
(5) 入居者の募集・選定		
内容	公営住宅等の入居者の選定基準の作成及び募集・選定を行う。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①入居者の選定基準の作成	都県 市区町村	○ 公営住宅（借上げ・買取り公営住宅も含む）の入居者の選定基準を作成する。 ○ 特定優良賃貸住宅の入居者の選定基準を策定する。
	公社・公団	○ 公社・公団賃貸住宅の入居者の選定基準を作成する。
②公営住宅の一時入居者の居住継続の意向把握及び正式入居の手続等	都県 市区町村	○ 一時入居者の正式入居要件等を作成する。 ○ 一時入居者に対する正式入居の意向調査を行う。 ○ 現在居住している住宅での居住継続を希望する場合は、正式入居の手続き等を行う。 ○ 現在居住している住宅以外の公営住宅での居住を希望する場合は、住み替え住宅の選定・確保を行い、決定した段階で正式入居の手続き等を行う。
③入居者の募集	都県 市区町村	○ 広報及びマスコミ等により、募集情報を提供する。
④入居者の選定	都県 市区町村 公社・公団	○ 選定事務及び入居手続事務を行う。

事前対策

(5) 入居者の募集・選定

- 公営住宅（借上げ・買取り公営住宅も含む）の入居者選定基準案の作成
- 特定優良賃貸住宅の入居者の選定基準案の作成
- 一時提供住宅入居者の正式入居の選定基準案の作成
- 建替えの場合の従前居住者の取扱案の作成

表 各地震動推定式に係る係数

地震動の種類	C_m	C_h	C_d	C_0	C_p
加速度(gal)	0.627	0.00671	2.212	1.711	0.211
速度(kine)	0.795	0.00550	2.065	-0.607	0.212

③ 地表地震動

亀田・杉戸(1984)の方法に従い、次式で最大加速度・最大速度を求める。

(最大加速度)

$$A_s = \begin{cases} \beta_{al} \cdot A_r & (A_r < A_{rl}) \\ \beta_a \cdot A_r & (A_r \geq A_{rl}) \end{cases}$$

$$\beta_a = r_{0a} \cdot A_r^{n_a}$$

A_s : 地表面での最大加速度(gal)

A_r : 基盤面での最大加速度(gal)

β_a : 最大加速度の変換係数(非線型領域)

β_{al} : 最大加速度の変換係数(線型領域)

A_{rl} : 線形・非線型の境界となる基盤最大加速度(gal)

(最大速度)

$$V_s = \begin{cases} \beta_{vl} \cdot V_r & (V_r < V_{rl}) \\ \beta_v \cdot V_r & (V_r \geq V_{rl}) \end{cases}$$

$$\beta_v = r_{0v} \cdot V_r^{n_v}$$

V_s : 地表面での最大速度(kine)

V_r : 基盤面での最大速度(kine)

β_v : 最大速度の変換係数(非線型領域)

β_{vl} : 最大速度の変換係数(線型領域)

V_{rl} : 線形・非線型の境界となる基盤最大速度(kine)

ただし、各地盤モデル(A地盤を除く9種)に応じて、係数には次の表の値を用いる。

6 自力再建の支援		
(2) 既存不適格建築物対策		
内容	既存不適格建築物については、従前居住者の意向を踏まえつつ、良好な住環境の形成を図るべく措置を講じる。	
実施項目	実施担当	実施に当たっての手順等
①既存不適格マンション対策の実施	都県 市区町村	○ (1) ②の通り。
②既存不適格建築物等対策の実施	都県 市区町村	○ 容積率超過、接道不良等が見られる木造住宅密集地区については、土地区画整理事業や木造住宅密集市街地整備促進事業等を活用する。
* 阪神・淡路大震災では「兵庫県南部地震により被災を受けた既存不適格建築等の復旧に対する事務処理方針」が出され、建築基準法の弾力的な運用が図られたが、良好な住環境の形成及び災害に強いまちづくりの視点から、建築基準法等の法制度の弾力的運用については、地域の実情や特性を十分に勘案した上で行う必要がある。		

事前対策
<ul style="list-style-type: none"> ○既存不適格建築物の現況調査 ○既存不適格建築物対策案の作成 ○GISの整備及び活用方策の検討

事 例

■倒壊建築物の処理 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災では家屋・事業所の被害件数が膨大であり、がれき発生による社会的・経済的影響も深刻になると予測されたことから、兵庫県は震災後1箇月までの期間に政府と協議調整を重ね、その結果、公費によるがれき撤去を特例的に実施することとなった。このような倒壊建築物の解体・処分については、厚生省から特別措置が出され、倒壊建築物の解体・処分事業は市町事業として実施された（災害廃棄物処理事業・国庫補助 1/2）。また兵庫県では、大阪府、京都府、和歌山県、滋賀県などの近隣府県の市町等への処理委託のあっ旋を行った。

■応急危険度判定等の実施 ～阪神・淡路大震災～■

兵庫県は、震災発生の翌日から被災建築物の2次災害を防止するための応急危険度判定を一次判定と二次判定に分けて実施した。この応急危険度判定については、二次災害の防止の点からは評価できるものの、表示内容等の住民への周知不足や判定手法・基準が確立されていなかったこと等の問題も学識経験者を中心に指摘された。兵庫県では、この教訓を踏まえ、「応急危険度判定士制度」を創設し、平成7年度に1,500人、平成8年度に500人、平成9年度に500人を応急危険度判定士として養成することとした。

また、兵庫県は、宅地の被害状況の把握及び2次災害の防止を図るため、宅地防災相談所を設置するとともに、宅地防災パトロールを実施した。

■災害復興公営住宅等の供給 ～阪神・淡路大震災／雲仙普賢岳噴火災害～■

阪神・淡路大震災の際、兵庫県は、災害復興公営住宅等を主に低所得世帯を対象に供給する方針をとった。また、供給に当たっては、世帯人員や年齢構成に応じて、住戸タイプを設定するとともに、入居者間のコミュニティ形成が図れるよう、高齢者世帯と一般世帯がともに居住できるように配慮した混住型の住戸配置にすることとした。さらに、災害復興公営住宅等の入居者には高齢者が多いことを考慮して、高齢者世帯が安心して生活できるよう、バリアフリー住宅やシルバーハウジング、コレクティブハウジング（協同居住型集合住宅）を供給することとした。

災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）については、定優良賃貸住宅供給促進事業の要件である最低戸数10戸以上を、阪神・淡路大震災による被災者等（「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）附則第3項」に規定する被災居住者等）に賃貸する兵庫県内及び大阪府内で建設されるものについては、戸数が5戸以上10戸未満のものについても、特定優良賃貸住宅に準ずる住宅として取り扱うこととなり、このような住宅の建設に要する費用及び家賃の減額に要する費用の一部は国庫補助対象となった。

雲仙普賢岳噴火災害では、平成3年度に公営住宅136戸（県営）、平成4年度には公営住宅（県営・市営）及び地域特別賃貸住宅A型を併せて123戸が供給されたが、平成3年度分についてはできるだけ早期に被災者に住宅を供給するため、全国ではじめて軽量鉄骨プレハブ造（深江町に建設したものは木造）が採用された。また、長崎県では、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅を5年間県が借り上げる借上復興住宅（地域特別賃貸住宅B型）を供給した。

■災害復興公営住宅等の家賃設定 ～阪神・淡路大震災～■

兵庫県は、災害復興公営住宅等の家賃について、入居者の収入及び住宅の立地条件・規模に応じた被災者向け家賃の特別減免制度を採用し、被災者は入居後5年間について減額の対象となった。ただし、家賃は毎年実施する収入調査の結果により適用される金額が変更された。

災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）の家賃については、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則附則第3項」で規定する被災居住者等が入居する場合は、入居者負担基準額の基準値を引き下げ（一律15,200円の引き下げ）、また入居者負担基準額を管理開始月から1年を経過するごとに1.05を乗じることとしているものを2回に限り据え置くこととした（平成9年度まで）。この特別措置の期間が満了した後、急激に家賃が上昇しないように、平成10年度、11年度において、阪神・淡路大震災復興基金による激変緩和処置を行い、順次家賃を引き上げることとし、平成12年度から一般入居者負担額へ移行することとした（近傍同種の賃貸住宅の家賃を上回らない範囲で設定）。

■災害復興公営住宅等の募集方法 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災では、災害復興公営住宅等及び災害復興準公営住宅等の入居募集は、県、市町、公団、公社により構成される「災害復興（賃貸）住宅管理協議会」が一元的に行った。具体的には、神戸、阪神、東播磨の3つの管理協議会を置き、この各管理協議会ごとに災害復興（賃貸）住宅の入居申込みを受け付けた。

災害復興公営住宅等への申込み資格は、現在住宅に困窮しており、自己の居住していた住宅が罹災証明書等により全壊・全焼又は半壊・半焼であることが証明でき、かつ現に住宅を失ったことが証明できることが必要とされた。

このような募集のほかに、気心の知れた応急仮設住宅の入居者同士が同一団地に入居できるよう、一部の県営・市営住宅（新築）ではグループ募集が行われた。

■災害復興公営住宅等の入居選定 ～阪神・淡路大震災～■

○災害復興公営住宅等の入居条件

災害復興公営住宅等及び災害復興準公営住宅への申し込み者が募集戸数を上回った場合の入居者選考については、応急仮設住宅からの入居申込者に対しては、応急仮設住宅入居者枠7割での抽選を行い、この抽選にはずれた者は応急仮設住宅以外からの申し込み者の抽選時に再度抽選を行った。残り3割については、原則として、第1順位：①70歳以上の者のみの世帯（単身者を含む）②いずれか一方が70歳以上の夫婦のみの世帯③70歳以上の者（いずれか一方が70歳以上の夫婦を含む）と13歳未満の児童のみの世帯④70歳以上の者（いずれか一方が70歳以上の夫婦を含む）と中度以上の障害者のみの世帯⑤重度障害者のいる世帯、第2順位：①60歳以上の者のみの世帯（単身者を含む）②いずれか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯③60歳以上の者（いずれか一方が60歳以上の夫婦を含む）と13歳未満の児童のみの世帯④60歳以上の者（いずれか一方が60歳以上の夫婦を含む）と中度以上の障害者のみの世帯⑤特定疾患疾病により早急に居住の安定を図る必要があると医療部局等により判定された者がいる世帯、第3順位：①高齢者（65歳以上の者）がいる世帯②中度以上の障害者がいる世帯③3歳から13歳未満までの児童を扶養する母子世帯④3歳未満の乳幼児のいる世帯⑤13歳未満の児童を3人以上扶養する世帯、第4順位：①応急仮設住宅で5人以上居住する世帯②病弱者がいる世帯、第5順位：第1～第4順位に当てはまらない世帯、の優先順位をつけ抽選を行った。

○災害復興公営住宅等の入居選定の課題

県営住宅については、一部の県営住宅及び特定優良賃貸住宅を除き応急仮設住宅入居者が10割（応急仮設住宅入居者のみ応募ができる）とされた。このため、応急仮設住宅入居者以外の人々からは不公平感を感じさせる結果となった。

■災害復興公営住宅団地へのコミュニティ施設の設置 ～阪神・淡路大震災～■

兵庫県は住民相互のふれあいや助け合いを支援するとともに、地域福祉やボランティア活動の基礎的拠点として活用できる復興住宅コミュニティプラザを、地域の特性や団地規模を考慮して設置した（当初整備予定：災害復興県営住宅で25箇所、災害復興市町営住宅で24箇所の計49箇所）。

■既存不適格建築物等の復旧 ～阪神・淡路大震災～■

○既存不適格建築物等の復旧対策

既存不適格建築物等の復旧対策としては、「兵庫県南部地震により被災を受けた既存不適格建築物等の復旧に対する事務処理方針」が出され、建築基準法の弾力的運用がなされた。この方針は被災者の早期の自力再建の支援及び不良住宅の建設を防ぐために出されたものである。

○既存不適格建築物等の復旧の課題

阪神・淡路大震災で被害が甚大であった地域は、公共空地や道路幅員が十分とられていない老朽木造密集地区であり、今回の措置により従前同様の市街地が形成されることが懸念されるという指摘もある。また、老朽木造密集地区で、かつ借地借家が多い地区では、既存不適格建築物対策と借地借家の権利関係の調整を並行して進めていかざるを得ない状況が生じることも予想される。

■民間賃貸住宅の再建支援 ～阪神・淡路大震災～■

○罹災都市借地借家臨時処理法の適用

国では、罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2の「火災、震災、風水害その他の災害のため滅失した建物がある場合にこれを準用する。」という規定を阪神・淡路大震災に適用することとし、平成7年2月6日施行の政令により、兵庫県内の10市11町、大阪府内の12市に適用した。

○民間賃貸住宅の入居者への支援

兵庫県では、民間賃貸住宅入居者への支援として、家賃負担軽減制度を創設し、中低所得の被災者の家賃負担の軽減を図った。

○民間賃貸住宅の再建の課題

「罹災都市借地借家臨時処理法」では、地主等が自らの建物を使用する必要があるなど正当な事由があれば借家権の設定を拒否することができ、借地権についても地主又は借地人が自らの建物を建てる場合など正当な事由があれば借地権の設定・譲渡は拒否できることになっている。また、法第2条・第3条の優先借地権の取得に当たっては相当な対価が必要とされることから、資金力を持たない借地人の場合は相当な対価が支払えず優先借地権を放棄せざるを得ないことも想定され、同様に法第14条の優先借家権については、地主又は家主も被災している場合は再建は難しく、再建されたとしても借家人は建替後の家賃上昇分を負担できる資力が必要となる。

■適正な分譲住宅の供給促進 ～阪神・淡路大震災～■

兵庫県住宅供給公社は、「公社住宅建設3カ年計画」を策定し、災害復興準公営住宅の他に災害復興（分譲）住宅等（被災者向け分譲住宅）を供給することとした。災害復興（分譲）住宅とは、適正な規模・価格の住宅として知事が認定した住宅である。災害復興（分譲）住宅には、1.公団・公社等建設代行型（公団・公社等が所有者に代わり建物を建設し、その費用相当分の土地及び建物の権利を公団・公社等が取得することにより、住宅再建を促進する）、2.新市街地等供給型（被災県民が災害復興（分譲）住宅を取得する場合、公庫からの借入金等に対して面的整備事業等区域内の場合は当初10年間、面的整備事業等区域外の場合は当初5年間の利子補給を行う）、3.面的整備事業等関連供給型（面的整備事業等区域内の被災県民が新市街地等地域外に建設された災害復興（分譲）住宅を取得する場合、公庫からの借入金に対して当初10年間の利子補給を行う）の3タイプがある。

■輸入住宅の活用 ～阪神・淡路大震災～■

兵庫県は、早期に住宅供給を図るために、耐震性・断熱性に優れ、バリアフリーも配慮した輸入住宅の供給促進を図った。輸入住宅の普及事業として「ひょうご輸入住宅総合センター」を六甲アイランドに設置するとともに、輸入住宅を活用した復興街区を整備するために、輸入住宅復興街区を形成することとした（平成8年度はひょうご輸入住宅センター住・情報プラザ三木青山、アメリカ村、北欧村の4箇所）。

■被災マンションの再建 ～阪神・淡路大震災～■

阪神・淡路大震災では、被災マンションの再建方策として、定期借地権の活用や公庫融資の引き上げ、利子補給、専門家やコンサルタント等の派遣などが行われた。また、優良建築物等整備事業や震災復興型総合設計制度を活用することにより、接道不良や建ぺい率等の問題を抱える被災マンションの再建を促進した。

■住宅相談及び情報提供 ～阪神・淡路大震災～■

兵庫県は、住宅再建に係る総合相談窓口として、震災発生から10日後の平成7年1月27日に兵庫県総合住宅相談所（兵庫県不動産会館：神戸市中央区）を開設するとともに、2月10日～3月末まで「分譲マンション復興相談センター」を同相談所内に併設した。兵庫県総合相談所は、財団法人兵庫県建築総合センター、住宅金融公庫大阪支店、神戸弁護士会、社団法人兵庫県建築士会、社団法人兵庫県宅地建物取引業協会、兵庫県住宅供給公社、各関係団体の専門家の協力を得て開設されたものであり、神戸市と西宮市の2箇所相談所を設置した。4月以降は、総合住宅相談所の相談窓口を被災地内の9箇所（神戸市4箇所、西宮市1箇所、芦屋市1箇所、宝塚市1箇所、尼崎市1箇所、姫路地区1箇所）に開設した。兵庫県総合住宅相談所では、住宅建設等に関する融資や税、不動産取引、建築技術、宅地防災、マンション再建等に関する相談を受け付け、平成8年10月31日現在の相談件数は約13万9千件にのぼった。

また、兵庫県は、広く県民に住宅復興に係る情報を提供するために「住宅復興情報誌（住まいの情報）」を発行している（発行者：（財）兵庫県住宅建築総合センター）。この情報誌は3か月に1回発刊されたものであり、各総合住宅相談所や被災市町の病院、フェニックスプラザ等で配布された。

さらに、復興まちづくりを促進するため、財団法人兵庫県都市整備協会内に「ひょうご都市づくりセンター」を設置（阪神・淡路大震災復興基金により設立・運営）し、住民のまちづくり活動に対して、アドバイザーやコンサルタントの派遣などの支援を行っている。